高知県立高知城歴史博物館 年 報 第7号

目 次

はじ	めに	······································
第1	章 高知城	は歴史博物館について
1	沿革	······································
2	高知城歷	**生
3	管理と選	【営
	(1)	施設概要
	(2)	運営協議会8
	(3)	組織と職員9
	(4)	新型コロナウィルス感染対策について10
	(5)	利用案内11
	(6)	観覧者数
	(7)	貸会場
第2	章 高知城	战歴史博物館事業 12
1	収集保有	
	(1)	山内家資料
	(2)	収集資料13
	(3)	保存・管理13
2	調査研究	E······14
	(1)	調査
	(2)	研究
3	公開	14
	(1)	閲覧室
	(2)	資料等貸出・公開······15
4	展示	15
	(1)	総合展示
	(2)	企画展16
	(3)	ハンズオン・体験コーナー20
	(4)	展示解説
	(5)	連携企画展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	教育普及	$ \xi \cdots \cdots 22 $
	(1)	生涯学習22
	(2)	学校教育との連携25
6	地域連携	<u>\$</u> 27
	(1)	地域活動への協力28
	(2)	地域資料の調査28
	(3)	地域研究28
	(4)	地域歴史文化の紹介29
	(5)	高知市中心市街地との連携・協力30
	(6)	高知県歴史文化情報の発信・紹介30
	(7)	地域連携事業の普及・広報31
7	市町村文	C化施設連携······31
	(1)	市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力31
	(2)	市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供32

	(3)	資料情報の共有化と公開32
	(4)	地域の文化施設活動に関わる人材の育成32
	(5)	こうちミュージアムネットワークの事務局担当33
8	広報…	33
	(1)	広報33
	(2)	宣伝・広告35
	(3)	誘客の取組37
	(4)	広報イベントの開催37
9	文化施語	ຽ連携·······41
	(1)	こうちミュージアムネットワーク41
	(2)	土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定41
	(3)	高知お城下文化施設の会41
第3	章 土佐口	山内記念財団について42
1	管理と説	運営42
	(1) }	里事会・評議員会42
2	財団自己	È事業······ 42
	(1)	上佐藩主山内家墓所管理事業42
	(2)	山内基金42
	(3) ±	也域の課題解決支援事業······43
	(4)	国分寺古文書調査事業43
資料	1 高知県	景立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例44
資料	2 高知県	景立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則49

はじめに

昨年の11月16日から18日までの3日間にわたり、日本博物館協会全国大会が高知市の県民文化ホールをメイン会場に開催されました。高知県では初の開催の上、第70回大会という記念大会でもありました。同大会は、日博協と「こうちミュージアムネットワーク」の共催で行われ、準備段階から当日の切り回し迄、大会運営の凡そは、地元のネットワーク会員が担当しました。中でも、各施設の若手職員の活躍は抜群で、全国大会を経験した若手集団が、各施設運営や高知県文化の牽引役になる日が遠からずやってくるという確信を持ったことでした。

大会の各場面で、折りに触れ登場する話題は、やはり博物館法の改正問題でした。この問題については、昨年度の年報にも書きましたが、守るべきものは守り、変わるべきものは変わるということが肝要だと思います。社会との「対話と連携」が、実質的部分で求められていることを再確認する必要があります。まさに文化施設の正念場ということを痛感する大会でした。

当館は、平成29年(2017)3月に開館しましたが、新館という話題性と、開館にあわせて、県主催で県内各区地の歴史系文化施設を会場に開催された「幕末維新博」のメイン会場に指定されたこともあり、大中規模の企画展を連続して開催、予想を遙かに上回る観覧者を迎えることができました。

そして、一連の特別企画が一段落し、改めて「平時」の博物館として活動を始めようとした矢先、新型コロナウィルスの感染拡大が始まります。臨時休館を含む対応は、またまた「平時」の将来像を冷静に描くことを困難にしました。

この間、動画による資料公開という新しい試みを行うなど、苦境の中での発見もありはしましたが、本来の活動ができないもどかしさは言い様がありませんでした。

そして令和4年、感染流行の終息予想が話題にのぼるようになり、我々も中止していた諸 活動を、試行的に再開し始めました。本格的再開は、まだ様子を見ながら慎重に判断せざる をえませんが、ともかくも、数ヵ年にわたる閉塞感からの解放は格別です。

ただ、昨今の動きで気になるのは、観光シーズンにおいては、博物館のような屋内施設よりも、イベント系の屋外へと人が動く傾向にあることです。これが、感染症流行の影響なのか、求められる観光の時代的変容なのか、あるいは文化施設の機能的問題なのか、我々は今一度様々な点から吟味を加え、何をなすべきかを考える必要がありそうです。今こそ一層の「社会との対話」の重要性を感じます。

令和 5 (2023) 年 12月 高知県立高知城歴史博物 館長 渡部 淳

第1章 高知城歴史博物館について

1 沿 革

高知城歴史博物館の基幹資料は、土佐藩主山内家資料であることに鑑み、同資料の山内家から高知県への移管作業開始からを沿革として記す。

平成6年12月9日 山内家資料の保存に関する基本方

針を山内家と高知県で合意

平成7年4月26日 高知法務局へ(財)土佐山内家宝

物資料館設立の登記手続終了

平成7年4月28日 高知県教育委員会から(財)土佐

山内家宝物資料館設立許可

出捐者及び出捐金

高知県 7千万円 高知市 3千万円

役 員理事 7名

監事 2名評議員 10名

財団職員 4名

平成7年4月28日 山内家から高知県へ資料の寄託を

受ける

寄託資料内容: 『土佐藩主山内家 歴史資料目録』 (高知県教育委員

会、平成3年発刊)分

寄託開始:平成7年5月1日

平成7年5月1日 山内神社と資料館の使用貸借契約

の締結

平成7年5月1日 高知県から財団へ資料の管理を依

頼される。同日開館

平成8年4月1日 松山尅太郎に代わり筒井作郎が館

長代行に就任

平成9年4月1日 山田一郎が館長に就任

平成13年4月1日 山本卓に代わり山田一郎が理事長

に就任

平成16年7月23日 山内家から高知県へ資料の移管完了

平成17年4月1日 山田一郎に代わり橋井昭六が理事

長に就任

平成17年4月1日 山田一郎に代わり渡部淳が館長に

就任

平成17年4月2日 (財)土佐山内家宝物資料館設立十

周年を記念し、式典を開催

平成22年1月26日 展示室改修のため、休館(平成22

年9月30日まで)

平成22年4月23日 (財)土佐山内家宝物資料館設立十

五周年を記念し、式典を開催

平成24年4月1日 公益財団法人へ移行

平成27年3月31日 高知県立高知城歴史博物館への資

料移動・展示準備のため、土佐山

内家宝物資料館での展示終了

平成28年3月31日 高知県立高知城歴史博物館が竣工

する

平成28年5月9日 収蔵庫収蔵棚設置工事、および展

示工事 (展示ケース、展示造作等)

がはじまる

平成28年10月3日 旧土佐山内家宝物資料館から高知

県立高知城歴史博物館へ山内家資 料約6万7千点を含む、全収蔵資 料の移送作業がはじまる(~同年、

12月2日まで)

平成29年3月3日 高知県立高知城歴史博物館が開館

する

令和元年6月28日 橋井昭六に代わり田村壮児が理事

長に就任

令和3年6月29日 田村壮児に代わり井奥和男が理事

長に就任

2 高知城歴史博物館の使命

1. 山内家資料や地域の歴史資料の保存・継承

大名家資料群である山内家資料の分野は「古文書」「美術工芸」「和書漢籍」「古写真」などに及び、いずれも日本有数の質と量を誇り、学術的、文化的に高い価値を有しています。このような貴重な山内家資料を、国民共有の文化遺産として、確実に後世に継承していきます。

2. 近世・近代史研究の拠点として学術研究を推進

山内家資料は一括した形で収集・保管されている全国的にも稀な事例であり、今後の調査によって新たな歴史的発見につながることが期待されています。山内家資料や高知の歴史・文化資料の調査研究を積極的に推進し、大学などの研究機関との連携によって、全国的な学術史研究の拠点の一つとしての役割を果たします。

3. 展示公開などによる全国発信

山内家資料の魅力を伝える常設展示や企画展示・全国巡回展の開催などによって、高知の歴史や文化への理解を深めます。また、学術研究の結果を、研究紀要や資料目録、展示会図録の発刊、学術会議の開催などをとおして広く県内外に向け発信します。

4. 生涯学習や学校教育の活性化への協力

講座や講演会などの開催によって調査研究の結果を生涯 学習に活かし、山内家資料を学習教材に活用することな どにより学校教育とも連携を深めます。

5. 歴史や文化を活用した地域振興・観光振興への寄与

学術研究や文化活動の活性化に努め、県内の文化施設や 地域と柔軟に連携し、地域独自の歴史や文化を活かした イベントなどの企画に協力することで、まちづくりなど 地域振興や観光振興に寄与します。

※「高知県新資料館基本構想」より

3 管理と運営

(1) 施設概要

館名 高知県立高知城歴史博物館

設置者 高知県

指定管理者 (公財)土佐山内記念財団

開館 平成29年3月3日

所在地 〒780-0842 高知県高知市追手筋2-7-5

Tel: 088-871-1600 Fax: 088-871-1619

主体構造 鉄筋コンクリート造+鉄筋コンクリート造

+ PCaPC 造 + 一部鉄骨造 (中間免震層)

階数 地上3階(建物高20.3 m)

設計 日本設計・若竹まちづくり研究所共同企業体

日本設計担当/建築:松尾和生、鈴木智香子

構造:清水謙一

設備:生島宏之、中西剛行

展示 丹青社・高知広告センター資料館実施設計

(展示) 委託業務共同企業体

担当/入江泰照、西山健一、奈良涉太郎、

川畑祐一郎

施工 建築主体工事 清水・轟・入交特定建設工

事共同企業体

担当/小曽昌一、重田忍、磯部裕行、野口誠、伊賀原賢一、渡部祐也、井澤栄司 電気設備工事 大東·四設特定建設工事共

同企業体

担当/竹村公児、福井康二

空調設備工事 富士古河 E&C·宮崎造工

特定建設工事共同企業体

担当/西濵進介、西川良浩

衛生設備工事 昭栄設備工業株式会社

担当/ 森文男

荷物用・乗用 EV 設備工事

日本エレベーター製造株式会社

展示工事 株式会社丹青社

敷地面積 3983.34㎡

建築面積 2548.81㎡

延床面積 6220.56㎡ (ピロティ等含む)

容積対象 5689.99㎡

延床面積 1階 1641.96㎡

2階 2159.04㎡(収蔵庫 999.47㎡)

3 階 1888.99㎡(展示室 777.56㎡)

設計期間 建築主体 平成23年3月~平成24年8月

展示 平成24年2月~平成25年3月

施工期間 建築主体 平成26年2月~平成29年4月

展示 平成28年2月~平成29年1月

外観





1階

総合案内と情報コーナー、ミュージアムショップ、様々な講座や体験教室、催しなどを開催するためのホールなどがある



総合案内

展示室(3階)の観覧券販売所。館内利用案内



高知県情報コーナー

高知の文化・観光情報を提供



城下町情報コーナー

城下町としてさかえた高知市中心部の歴史や史跡などを 紹介



ホール

各種講座やイベントを開催



実習室

工作教室や料理教室などを行う



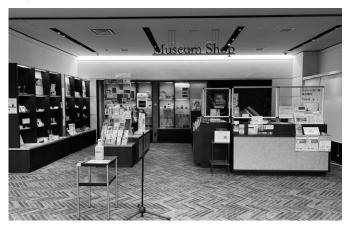
和室

お茶会や文化体験、季節の催しなどを行う。庭も併設



ミュージアムショップ

オリジナルグッズ、高知県産品のお土産などを販売して いる



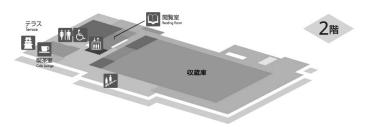
北ステージ

土佐藩時代の大腰掛けをモチーフとした休憩所兼舞台



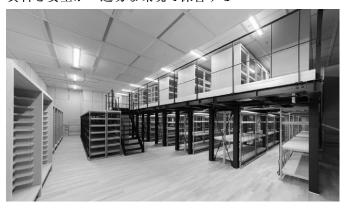
2階

高知城を眺めながら休憩できる喫茶室、収蔵資料などを 閲覧できる閲覧室、資料を安全かつ適切に保管する収蔵 庫



収蔵庫

資料を安全かつ適切な環境で保管する



閲覧室

歴史資料 (原本・写真帳) の閲覧や参考書の利用ができる研究支援スペース



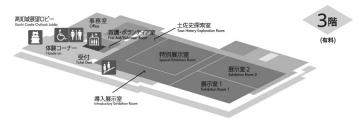
喫茶室

高知城を眺めながら土佐の食材をいかした軽食や飲みも のなどを提供



3階

展示室および体験コーナーと高知城を一望できる展望ロビー



高知城展望ロビー

高知城と追手門を一望できる展望スペース



体験コーナー

体験用の兜や陣羽織などを身につけられるほか、季節や 展示にあわせた様々な体験ができる

※令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため 休止を継続



導入展示室

土佐の大年表と土佐国の絵地図にかこまれた展示室への 入口



総合展示室 I ~土佐藩の歴史~

戦国から江戸時代を中心とした高知の歴史を紹介



総合展示室Ⅱ~江戸時代の美術と文化~

甲冑や刀剣、能面、茶道具などの大名道具、土佐の学者 や文人の著作・書画を展示



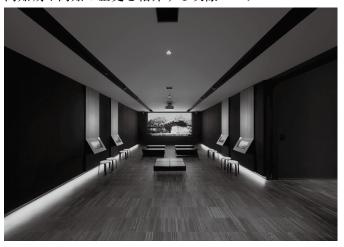
特別展示室

年間を通して、季節やテーマごとに多彩な企画展を開催 する



土佐史探索室

高知城や高知の歴史を紹介する映像コーナー



(2) 運営協議会

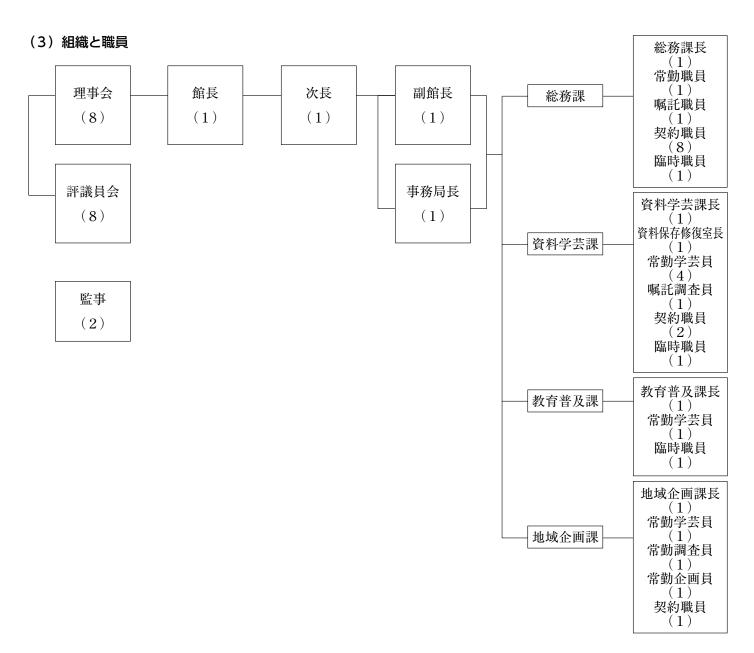
運営協議会は平成11年に発足し、館の運営に必要な具体的事項を協議している。

●運営委員 4名(令和5年3月31日現在)

大野	定男	高知大学名誉教授・書家
坂本	千代	税理士
高橋日	自美子	茶道裏千家教授
森本	忠彦	高知県展理事長・元土佐山村教育長

〈運営協議会〉

・令和5年2月3日(金) 午前10時28分~11時30分 場所:高知県立高知城歴史博物館1階 実習室 議題1 高知城歴史博物館の活動について



館長兼地域企画課長	渡部	淳	
次長	東	好男	R 4.4.1~
副館長兼教育普及課長	横山	和弘	
事務局長兼総務課長	秋澤	真喜	
主幹	大保	和巳	
嘱託職員	中城	沙規	
契約職員	榎本な	こくみ	
契約職員	橋口	美樹	
契約職員	山﨑	朝子	
契約職員	古谷	葵	~R5.3.31
契約職員	坂本佳	 達菜子	~R5.3.31
契約職員	戸田	景子	
契約職員	筒井野	予理子	
契約職員	小濵	美央	R 4.4.1~

資料学芸課長	藤田	雅子	
資料保存修復室長	田井東	[浩平	
主任学芸員	尾本	師子	
学芸員	髙木	翔太	
学芸員	水松	啓太	
学芸員	丸塚花	三奈子	R 4.6.1~
嘱託調査員	池田	研	
契約職員	大山	佳織	
契約職員	岩根令	以子	R 4.4.1~
主任学芸員	中屋	真理	
主任学芸員	片岡	剛	
主任調査員	岡本	麻衣	
主任企画員	筒井	聡史	
契約職員	島巻	和加	
臨時職員			3名

(4) 新型コロナウイルス感染対策について

令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の国内初の 感染者が確認されて以降、世界的感染流行が続いていた。 当館では令和4年度に引き続き、日本博物館協会が定め た「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガ イドライン」および高知県の対応方針に沿って、感染拡 大防止対策に取り組んだ。

【基本的な感染対策等】

令和4年度も館内での基本的感染予防対策に取り組んだ。

非接触型検温器による来館者の検温、館内各所に消毒器を設置、受付カウンターにアクリル板を設置、人と人との距離をあけての展示鑑賞を呼びかけるサイン表示、さらに館内設備による全館24時間換気の継続、定期的な館内消毒の実施、休憩用の椅子の一部撤去等を行った。

事業やサービスの実施については、ハンズオン展示を 一部撤去したほか、講座等は制限して行った。

(5) 利用案内

1開館時間

午前9時~午後6時(日曜日は午前8時~午後6時) ※展示室への入室は閉館の30分前まで

2休館日

12月26日~12月31日

3 観覧料

●企画展開催期間中

個人······700円 団体(20名以上)·····560円

●その他の期間

個人……500円 団体(20名以上)……400円

●年間観覧券 2,000円

●高知城とのセット券

当館企画展開催期間中

個人……900円

その他の期間

個人……740円

- ●高校生以下の方は無料
- ●高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方は無料
- ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳所持者と介護者1名は無料

(6) 観覧者数

月	一般	団体	セット券	高校生及び 18 歳未満の者	長寿手帳	優待	年間観覧券	計	開館日数
4	485	772	933	322	485	317	11	3,325	30
5	823	935	1,604	804	553	450	14	5,183	31
6	540	583	818	862	214	330	7	3,354	30
7	711	832	1,151	407	219	375	7	3,702	31
8	784	898	1,606	986	203	364	11	4,852	31
9	555	720	1,021	318	183	346	13	3,156	29
10	599	962	1,403	913	423	625	21	4,946	31
11	627	957	1,482	621	416	2,755	17	6,875	30
12	419	547	1,043	276	190	290	6	2,771	25
1	665	805	988	461	423	382	17	3,741	31
2	582	672	1,345	323	510	339	6	3,777	28
3	651	1,419	1,529	448	323	2,781	5	7,156	31
合計	7,441	10,102	14,923	6,741	4,142	9,354	135	52,838	358

^{※1}階、2階の無料フロアを含めた入館者数…111.151人

(7) 貸会場

	貸会場	利用者(人)	料金 (千円)	利用件数
	ホール	2,929	498	59
	実習室	217	96	16
	和室	20	54	6
ſ	北ステージ	15	71	2

第2章 高知城歴史博物館事業

1 収集保存

高知城歴史博物館における主たる諸事業の目的は、旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料をはじめ、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等の保存と活用である。当館の基幹資料である山内家資料は、平成6年に山内家と高知県の合意によって移管がはじまり、現在では約6万7千点の資料全てが高知県の所有となっている。

当館では、これらの貴重な資料を後世に伝えるため、 保存活動を最も重視する事業に位置づけ、効果的な保存 対策に取り組んでいる。具体的には、保存環境の維持、 定期点検、劣化防止策の検討、資料修理の実施等である。 平成28年度からは、新館の完成により、高度な収蔵・展 示環境のもとで資料の保存が可能になった。

また資料収集においては、山内家資料に限らず、高知県の歴史資料の保存を目的に、収集規定等にもとづいて他家からの寄贈・寄託を受け入れ、必要に応じて購入を行っている。

(1) 山内家資料

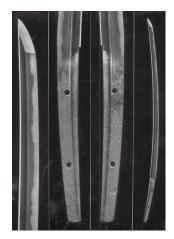
区分	資料群名	点数	
	古文書	30,140	
山内家資料	和書漢籍(山内文庫)	19,960	
(歴史資料)	図書	1,834	
	古写真	10,014	
	書跡	1,340	
	絵画	542	
	武器武具	1,044	
	漆芸品	489	
.1. 中点添加	茶道具	321	
山内家資料 (美術工芸)	染織品	219	
(天們工工)	能面	149	
	金属器	72	
	陶磁器	53	
	諸道具	573	
	その他	81	
		66,831	
	合計	歴史資料 61,948	
		美術工芸 4,883	



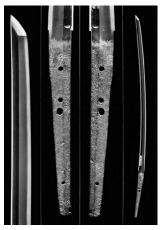
国宝「古今和歌集巻第廿(高野切本)」



重要文化財「長宗我部地検帳」



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 文和四年乙未 十二月日(号一国兼光)」



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 建武三年丙子 十二月日 (号今村兼光)」

(2) 収集資料 〈資料の寄贈・寄託〉

資料群名	受入年度	受入形態	種別	主な内容	件数
鍋島家資料	令和4年度	寄贈	絵画他	土佐藩士・高知県士族であった鍋島家に伝来した資料群。絵画及び茶道関連資料等を含む	153
柳氏寄贈資料	令和4年度	寄贈	染織品	掛帛紗	1
小川氏寄贈資料	令和4年度	寄贈	古文書	高木流無関派槍法武芸伝書	2
田堀氏寄贈資料	令和4年度	寄贈	書跡	和歌短冊 春神祇	1
野中氏寄贈資料	令和4年度	寄贈	歷史	明治から大正期の大工道具。高知の鋸鍛冶として名 工とされる「藤山仁左衛門」の鋸等を含む	15
藤本氏収集資料	令和4年度	寄贈	古文書	高知県内外の家資料を収集した資料群。池川郷椿山 村の豪商であった北川家等の資料を含む	260
中内家資料	令和4年度	寄贈	陶磁器	江戸時代前期から昭和の尾戸焼の茶器。尾戸轆轤目 茶碗、尾戸鉄絵曳舟図茶碗、尾戸鉄釉鉢等	9
山下家資料	令和4年度	寄託	絵画	土佐藩・高知県ゆかりの画家橋本小霞、河田小龍に よる作品を含む掛幅の他、浮世絵等	44

令和4年度収蔵資料 総数71.924点(件)(内訳:山内家資料66.831点、寄贈・寄託を含む他家資料5.093点(件))

(3) 保存・管理

① 資料の保存環境管理

■ 温湿度管理

収蔵資料の保存を目的に高い精度の温度・湿度環境を維持するため、当館では、収蔵庫・展示室は24時間空調とし、中央監視盤にて監視を行っている。また展示ケースは、エアタイトケースを採用し、調湿剤による湿度管理を行っている。年間を通じて各箇所に温湿度記録計(データロガー)を設置し、日々温湿度の計測を行うとともに、データの分析に基づいて適宜改善を行った。

■ 空気環境管理

収蔵庫・展示室の清浄な空気環境を維持するため、当館では、空調設備に化学吸着フィルターを設置し、外気、及び循環気に含まれる有害ガスを除去している。また定期的に汚染化学物質の測定を行い、監視を行った。

■ 生物被害管理

収蔵庫、及び1階一時保管庫、燻蒸虫菌害処置室内を対象とし文化財害虫の死滅、カビの防除を目的に忌避処理剤による殺虫・防菌作業を5月に計1回実施した。使用薬剤は、シフェノトリン製剤(ブンガノン)とIPBC製剤(ライセント)を用いた。また調査などのため、新たに搬入した他家資料については、低酸素濃度処理(無酸素パックモルデナイベ)にて適宜殺虫作業を行った。その他、収蔵庫・展示室などに定期的にトラップを設置し、害虫の生息、及び侵入状況の調査を行った。

② 資料の保存修理

■ 資料の修理

資料の劣化の進行速度、研究や展示における利 活用の頻度などを総合的に判断した上で、緊急を 有する資料に対しては、修理を継続的に行ってい る。令和4年度は、第二期中期計画(令和3年度 ~令和7年度)に基づいて美術工芸品3件を選定 し、修理を実施した。

〈令和4年度修理資料一覧〉

	資料名	(管理番号)
1	緋羅紗地筋違文様切付三ツ柏紋 付陣羽織	染織品70
2	十文字槍(山城守藤原国重)	武器武具/刀剣28
3	十文字槍 (上野大掾藤原久国)	武器武具/刀剣31

③ 資料保存修理室の運用

「資料保存修理室」は、当館収蔵資料の保存環境に関する分析・研究、及び簡易修理の実務を担うだけでなく、民間、公的機関を問わず高知県内の資料を対象に保存と修理の相談、支援、及び協力を行う拠点としての役割を担っている。

令和4年度は、昨年度に引き続き「歴史資料保存相談窓口を開設したほか、収蔵庫、及び展示室の環境調査、新規受入資料のクリーニングと寄贈資料、及び山内家資料等の展示・調査促進を図るため、職員による簡易修理を適宜行った。

■ 歴史資料保存相談窓口

「歴史資料保存相談窓口」は、県内の歴史資料の散逸・消滅を防止することを目的に、個人や団体が所蔵する歴史資料の保存方法や取り扱い方についての相談に答える窓口である。具体的には、資料の現地保存の原則に則り、できるだけ所蔵者自身によって歴史資料等の保存・管理ができるように、保存環境の整備や劣化の予防法等を具体的に紹介、やむを得ない場合は資料の寄贈・寄託をうけることを基本方針としている。

令和4年度は、電話や来館による個人からの保存相談のほか、他機関からあった施設の保存環境、 修理等の助言・協力要請を含め、計9件の相談があった。

◆相談の対象となる資料

県内に伝わる美術工芸品・古文書・書籍のほか、 個人の写真・日記・手紙・コレクションなど

◆相談日・時間及び相談方法

午前9時~午後5時(休館日を除く)とし、電 話による相談と直接当館に来られた方に対応

■ 歴史資料保存講習会

家庭や地域における資料に対する保護意識の喚起と資料の取り扱い方・保存の技術を紹介する講習会。古文書や書籍、美術工芸品を中心に保存と取り扱いに関する基礎知識の解説を実演をまじえて行った。令和4年度は、当館と馬路村(出張講座(P29,6-(3)-②参照)を同時開催)の2会場で開催した。

時 間:1回目 午後2時~3時30分

2回目 午後1時~3時

講 師:田井東浩平(当館職員)

	開催日	会場等	参加者数
1回目	1月15日(土)	高知城歴史博物館 1階 ホール	9
2回目 (地域会場)	3月19日(日)	馬路村集会センター まなび (共催:馬路 村教育委員会)	18

■ 山内家資料保存修理説明会

文化財修理の考え方や理解を深めるため、修理を実施した山内家資料の修理過程と成果を説明する会。令和4年度は、令和元年度に修理を実施した書跡について報告した。なお、当説明会は、企画展「山内家のおひなさま」の関連行事として実施した(P19.4-(2)参照)。

2 調査研究

調査研究活動は、公開活用に備えた収蔵資料の基礎調査、県内外に所在する高知県・土佐藩関連の歴史資料の情報収集を主な柱とし、各学芸員が専門分野に応じ分担・計画して取り組んでいる。これらの活動は、魅力的な展示の企画や県民への成果還元を実現するための礎となるものであり、収集保存と並び重視している。

令和4年度は、閲覧室や調査研究室・保存修理室を活動拠点に、以下の事業を行った。

(1)調査

1 収蔵資料調査

新たに寄贈・寄託受入をした資料の仮目録作成を進めた。また、移動点検作業や過去の調査により作成・追記した調査カードの情報をデータベースに入力する作業を進めた。調査の成果は、企画展および総合展示の中で公開した。

なお、令和4年度は、文化庁の機能強化による京都移 転等により、文化庁歴史資料部門調査官による資料調査 は行わなかった。

2館外資料調査

県内で山内家・土佐藩関係資料の調査研究活動を計13 回行った。

(2) 研究

研究紀要5号を刊行した。

「土佐藩主山内家墓所と石材調達―開発・掘浚・津波 ―」・「山内家資料中のフズリナ石灰岩製硯」・「大名華族 山内豊範の日記 明治五年分」・「山内家資料における保 存修理の成果について―絵画の修理(1)―」を収録。

3 公開

学術的・文化的に高い価値を有する収蔵資料を国民・ 県民共有の文化遺産として活用する観点から、展示室で の公開以外の手段で資料情報の公開・発信を進めること は当館における重要な使命の一つである。そこで各種メ ディアへの資料提供、館外への資料貸し出し対応に加え、 閲覧室を拠点とした古文書原本・副本や参考図書類を研 究利用に供して県内外の研究者、先祖調べなどを目的と する個人調査への協力支援を行った。

(1) 閲覧室

閲覧室では、研究目的の利用者を対象に館蔵古文書・和書漢籍類の原本および副本(写真帳等の二次資料)、公開協定を結んだ館外所蔵の土佐藩・山内家関係資料の副本を公開している。あわせて開架・閉架の参考図書を備え、学芸員・調査員らが来館者の質問に対応しながら適切な図書・資料類を紹介する、リファレンス窓口としての役割を担う。

令和4年度は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、閲覧室の予約制を継続した。

1 概要

開室時間:午前9時~午後5時

閉室日:なし(ただし、当館休館日による休室、資料

保存環境維持を目的とした臨時休室日あり)

出納資料:古文書·和書漢籍類原本(特別閲覧/要事前

申請)

館蔵古文書類写真帳 (当日閲覧可) 他機関所蔵資料写真帳 (当日閲覧可)

参考図書類(当日閲覧可)

その他サービス: 『山内家史料歴代公紀』綱文検索デー タベースの公開

> 複写サービス (出納図書・写真帳対象 /セルフ式)

2 利用状況

令和4年4月1日~令和5年3月31日

	実績		
利月	利用者数		
	閲覧申請(館蔵資料副本・参考図書等)	57件	
内	閲覧申請(他館蔵資料副本)	4件	
	複写申請	59件	
訳	リファレンス対応	189件	
	※電話等の閲覧室利用以外を含む	10917	

(2) 資料等貸出・公開

閲覧室での対応のほか。他機関へ所蔵資料の展示貸出 やマスコミ等への画像提供を行った。

1資料展示貸出

利用機関名	目的	主な資料	件数
高知県立坂本 龍馬記念館	企画展「龍馬脱藩160 年 維新へつなが る土佐の道」	老中奉書、武家諸法 度 等	6
高知県立坂本龍馬記念館	企画展「龍馬が七歳だったころ - 天保期の土佐の社会とくらし」	藤並神社御神幸絵巻 (複製品)	1
下関市立歴史博物館	特別展「戊辰戦争 - 長府藩報国隊士 の軌跡-」	大政奉還建白書写、 錦旗、近世史略薩州 屋敷襲擊之図、慶長 四年太功記大山﨑之 図 等	5
鳥取市歴史博 物館	特別展「江戸時代 の京都と鳥取」	山内豊範任土佐守口 宣案、山内豊範任土 佐守宣旨 等	6
宿毛市立宿毛 歴史館	宿毛歴史館・高知 城歴史博物館連携 企画展「おいしい 土佐藩」	雅俗太平楽、浦戸湾 風景絵巻、御城築旧 記、朱塗盃台、丸三 柏紋蒔絵膳 等	24
高知県立歴史民俗資料館	コーナー展「大坂 の陣後の長宗我部 氏」	長宗我部元親贈位記、 長宗我部元親贈位策 命文、長宗我部地検 帳 等	7
高知市立自由 民権記念館	全国水平社創立100 周年記念企画展「人 の世に熱を求めて〜 近代日本と高知」	触控(人民平均の論 告)	1

2 特別資料閲覧

研究を目的とする原物資料の閲覧希望には、資料公開 規則にのっとり対応している。令和4年度は、19件の閲 覧申請があった。

分類	件数
県内博物館等	4
県外博物館等	0
研究機関等	5
マスコミ	2
個人研究者	8
合計	19

3 画像等貸出

分類	件数
展示関係・図録	8
テレビ	11
雑誌・新聞	3
書籍	5
広報誌・ホームページ等	2
報告書・論文等	11
その他	10
合計	50

4 展示

3階展示エリアでは、実物資料を展示する3室を中心に、映像機器やハンズオンなどを加え多様な手法で土佐藩・高知県の歴史や文化の魅力を広く紹介している。重要文化財を含む実物資料の展示公開を柱としながらも休館日なしで資料の入替を行うため、3室を順に休室していくことで資料保存との両立をはかった。

また、展示替えに対応した音声ガイド(日・英)の追加・充実、子ども向けワークシートの制作・配布等により、多言語対応や展示のバリアフリー化、低年齢層にも配慮した展示公開を進めた。

なお、ハンズオンコーナーなど一部の展示は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止あるいは消毒を徹底した運営体制に変更して実施した。

<3階展示エリア概要>

高知城展望ロビー:高知城の展望とハンズオン・体験展示を楽しむ交流エリア

土佐史探索室:個別モニター・大型映像によるビデオ上映(6番組)

導入展示 (通史):高知県の古代から現代を大年表と国 絵図等により紹介

総合展示室 I (歴史): 土佐藩の歴史と高知城・城主山 内家について学ぶ資料展示室

総合展示室Ⅱ (テーマ):山内家伝来の大名道具と近世 土佐の文化を紹介

特別展示室:季節ごとにテーマを変えた企画展を開催

(1)総合展示

総合展示室 I・IIにおいて山内家資料を中心とした館蔵品を入替展示。導入展示エリアでは、年表に合せて古代・中世・近世の県内遺跡出土の埋蔵文化財を県立埋蔵文化財センター等から借用して展示した。

また、高知県の観光キャンペーン等に対応して、総合 展示室内で以下の展示を行った。

1総合展示室1

【学制150年コーナー展示 海南学校の50年】

展示期間:令和4年10月21日(金)~令和5年1月9日(月)

展示内容:

こうちミュージアムネットワークが企画した「学制150年」では、加盟館がそれぞれ、学校や学びの歴史について企画展等を行った。当館は、総合展示室1で海南学校のコーナー展示を企画した。学校創立から50周年式典までの歴史を、山内家資料から紹介した。



展示風景

2総合展示室2

【ピックアップ 江戸時代の美術と植物】

展示期間:令和5年2月17日(金)~令和6年4月15日(月)展示内容:

高知県の観光キャンペーン「高知県観光博覧会 牧野博士の新休日」にあわせ、総合展示室IIにおいて、伝統的な植物モチーフの工芸品などを紹介した。

(2) 企画展

【展示会名 土佐のやきもの 尾戸焼】

展示期間:令和4年3月18日(金)~5月30日(月)

土佐の藩窯尾戸焼の歴史と製品を紹介する展覧会。展示構成は、文献と紀年銘入り資料・出土遺物からなる「尾戸焼の歴史」の部、器種・技法別に伝世品を紹介する「伝世品」の部、研究史を含め、幕末から現代の尾戸焼像を紹介する「尾戸焼を未来へ」の三部構成。他に、観覧者に尾戸焼の使用イメージをもってもらうため、季節に応じた道具組(春の野点)の展示、ミュージアムショップでの現代尾戸焼販売、喫茶室での尾戸焼食器利用企画を実施した。

主な展示資料

- ・山内忠義書状
- · 尾戸窯跡出土遺物(高知市蔵)
- ·森田久右衛門江戸日記(個人蔵 高知県指定保護有 形文化財)
- · 宗安寺屋頂宝珠 (宗安禅寺蔵 高知県指定保護有形 文化財)
- · 栗原家旧蔵片口水指



チラシ



展示風景

◆印刷・刊行物◆

企画展図録『土佐のやきもの 尾戸焼』

仕様: A 4版、256頁 売価: 2,970円(税込)



◆関連企画◆

①学芸員によるスライドレクチャー

日 時:令和4年4月24日(日)、5月29日(日)

午前10時30分~11時

場 所:高知城歴史博物館3階 映像コーナー

参 加 費:無料(要観覧券)

参加人数:57名 内 容:

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

②尾戸焼でほっと

日 時:令和4年3月18日(金)~5月29日(日)

場 所:高知城歴史博物館2階珈琲館イストワール

内 容:

館内喫茶室にて尾戸焼のカップと皿を使用した特別 メニュー「尾戸焼セット (ケーキ&ホットコーヒー)」 を販売。尾戸焼の解説入り卓上メニューを設置。尾戸 焼の象嵌文様をあしらったコースターを配布した。

【展示会名 土佐藩歴代藩主展】

展示期間: 令和 4 年 6 月24日(金)~9 月 4 日(月) 展示内容:

土佐藩主初代山内一豊から 16 代山内豊範までの歴代藩主 16 人の事蹟を紹介した。藩主ゆかりの古文書や美術工芸品等を展示し、彼らの生きた時代をふり返りつつ、特に藩主の趣味や個性をとりあげ、藩主を身近な存在に感じ、親しみが持てるように工夫した。

また、夏休みの自由研究向けにワークシート「土佐藩 歴代藩主ミニ図鑑」と「お殿さま発見シート」を印刷、 配布した。

主な展示資料

- · 槍 銘 来源国俊
- ·山内忠義書状 野中兼山宛
- · 兎耳形兜
- · 浅葱糸素懸威二枚胴具足
- ・鳥毛横筋に雲文様陣羽織
- ·山内豊範肖像画 木炭画



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

1)記念講演会

「軍事面から見た山内一豊・忠義」 日 時: 令和4年7月17日(日)

午後2時~3時30分

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール

参加費:無料参加人数:40名

講師:長屋隆幸氏(名城大学非常勤講師)

内 容:

初代山内一豊と2代山内忠義を主に軍事面から紹介した。一豊については、負傷しながら敵を倒していることから、あまり戦いが得意ではなかったものの、戦国武将として武功をあげて出世していく生涯をふり返った。

また、忠義については、一豊が家の存続のために石高20万石とした莫大な軍役負担が重荷となり、藩財政が窮迫しながらも、幕府への忠誠に積極的であったこと、さらに、大坂の陣での失態を深く後悔した忠義が、軍制改革に臨み、財政が厳しいにもかかわらず、幕府への忠誠のために、更なる軍役を求めたことなどを解説した。

②わくわく探検!高知城

詳細はP23,5-(1)「わくわく探検!高知城」を参照。

③学芸員によるスライドレクチャー

「初代一豊から4代豊昌」

開催日:令和4年7月10日(日)

「5代豊房から8代豊敷」

開催日:令和4年7月23日(土)

「9代豊雍から12代豊資」

開催日:令和4年8月7日(日)

「13代豊凞から 16 代豊範 |

開催日:令和4年8月20日(土)

【共通事項】

開催時間:午前10時30分~11時

場 所:高知城歴史博物館3階 映像コーナー

参加費:無料(要観覧券) 参加人数:60名(全4回)

内容:

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

【展示会名 没後 150 年 山内容堂】

展示期間:令和4年9月17日(土)~12月11日(日)

前期展示「公武合体」実現に駈けた日々

9月17日(土)~10月30日(日)

後期展示 報恩と勤王の狭間で

11月2日(水)~12月11日(日)

展示内容:

15代土佐藩主山内豊信(号容堂)の没後150年を機に、その生涯と事蹟を振り返る企画展。容堂自筆の漢詩や手紙、幕末維新期の重要文化財10点を含む約100点を2期に分けて展示し、幕末日本の歴史を動かした政治資料や容堂自筆の書簡・書画、福井藩主松平慶永(号春嶽)・宇和島藩主伊達宗城ら盟友達との交流がうかがえる品々を展示した。

主な展示資料

- · 容堂書翰 伊達宗城宛 (宇和島伊達文化保存会蔵)
- ·容堂詩書 誰道世界曠(福井市立郷土歴史博物館蔵 福井市春嶽公記念文庫)
- ・安政の大獄処分案(彦根城博物館蔵 国指定重要文 化財 彦根藩井伊家文書)
- · 徳川慶喜所用軍帽(久能山東照宮博物館蔵)
- · 兵庫開港沙汰書 (個人蔵 徳川宗家文書)
- ·海援隊日史(京都国立博物館蔵 国指定重要文化財 坂本龍馬関係文書)
- ·大政奉還建白書写(宮内庁書陵部蔵)
- ・新政府布達書 王政復古の大号令(海の見える杜美術館蔵 国指定重要文化財 岩倉具視関係資料)



チラシ



展示風景

◆印刷・刊行物◆

企画展図録『没後150年 山内容堂』

仕 様:A4変型版、190頁 売 価:3,410円(税込)

内 容:

展示資料および参考資料116点を掲載した展示会図録。古文書・漢詩全点に翻字と大意を掲載、主要資料については巻末史料編に全文翻刻を収録した。

◆関連企画◆

①連続歴史講座「"山内容堂"を読み解く5つの視点」

場 所:高知県立高知城歴史博物館 1階ホール ※オンライン講座(ZOOM)とのハイブリッド開催 参 加 費:無料

内 容:

山内容堂ゆかりの資料を所蔵する施設の学芸員・研究員が、容堂の人となりや事蹟、時代背景などを解説した。

[1] 容堂の自己像と評価

日 時:10月16日(日)午後2時~3時30分

講師:藤田雅子(当館職員)

参加人数:会場44名/オンライン40名

[2] 「親友」松平春嶽が見た容堂

日 時:11月5日(土) 午後2時~3時30分

講 師:山田裕輝氏(福井市立郷土歴史博物館学芸員)

参加人数:会場 42 名/オンライン 31 名

[3] 朝廷と容堂

日 時:11月6日(日)午前10時~11時30分

講 師:仙波ひとみ氏(宇和島伊達文化保存会研究員)

参加人数:会場41名/オンライン24名

[4] 宗城と容堂―宇和島伊達家伝来資料にみる姿―

日 時:11月6日(日)午後2時~3時30分

講師:伊藤絵理氏(字和島市立伊達博物館学芸員)

参加人数:会場41名/オンライン28名

〔5〕 土佐藩士・志士たちと容堂

日 時:12月11日(日)午後2時~3時30分

講 師:三浦夏樹氏(高知県立坂本龍馬記念館主任

学芸員)

参加人数:会場43名/オンライン24名

②オリジナルグッズ作成

企画展にあわせ、土佐材を用いたオリジナルコース ター・スマホスタンド・カードスタンドや、クリアファ イルを新たに制作、販売した。



コースター・カードスタンド

③企画展タイアップ記事・商品制作

「季刊高知」とのタイアップ記事を作成、抜刷を来館 者に先着無料配布した。

また酔鯨酒造と連携し、山内容堂没後150年を記念した限定ラベル「酔鯨 特別純米酒 山内容堂公」を企画、画像提供や解説監修を行った。

(P35, 8-(1)-5 「出張広報活動」参照)

【展示会名 山内家のおひなさま】

展示期間:令和5年1月1日(金)~3月6日(月)

展示内容:

土佐藩主山内家に伝わった雛人形・雛道具・嫁入り道 具を一堂に会した企画展。特集展示「王朝文化にあこが れて」では、国宝「古今和歌集巻第二十(高野切本)」 を公開するとともに王朝文化にちなんだ嫁入本・書画・ 藩主作成の和歌などを紹介し、正月から桃の節句にかけ て華やかな美術工芸品を楽しんでもらえる機会となるよ うな内容とした。

主な展示資料

- · 有職雛
- · 若松葵紋蒔絵雛道具
- 女乗物
- ·古今和歌集巻第二十(高野切本)(国宝)
- · 百人一首
- ·新百人一首



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①学芸員によるスライドレクチャー

「古今和歌集巻第二十(高野切本)」 開催日:令和5年1月8日(日)

「おひなさま」

開催日:令和5年2月12日(日)

「嫁入り道具」

開催日:令和5年3月5日(日)

【共通事項】

開催時間:午前10時30分~11時

場 所:高知城歴史博物館3階 映像コーナー

参加費:無料(要観覧券) 参加人数:106名(全3回)

内 容:

展示の内容や展示資料の見どころなどについて、担当学芸員が解説した。

②山内家資料修理説明会「飾られた和装本の修理」

日 時:令和5年1月22日(月)午後2時~3時30分

講 師:石井杏子氏(株式会社 修美)

参加人数:25名 内 容:

令和元年度に修理を実施した百人一首・新百人一首 の修理過程と成果を報告した。また、同資料に用いら れている「綴葉装」について実演を交えながら紹介した。

③おひなさま立版古配布

有職雛・雛道具をあしらった立版古(クラフトペーパー)を来場者に無料配布した。

④貝合せの会

日 時:令和5年2月26日(日)午後2時~4時

参加人数:15名 内 容:

嫁入り道具や雛道具のひとつである貝桶にちなみ、 貝合わせ遊びと絵付け体験を行った。



貝合わせ遊びの様子

【展示会名 知られざる土佐古代塗 〜土佐二古風ノ漆 器アリ〜】

展示期間:令和 5 年 3 月21日 (火・祝) \sim 5 月19日 (金) 展示内容:

明治時代中頃の土佐で生まれた漆芸品「古代塗」の歴史と製品を紹介する展覧会。新出資料により、誕生の背景から作風確立期(昭和初期)までの様相を明らかにし、これまで研究対象としては採り上げられてこなかった最盛期(戦後)~現在の製品の諸相を提示した。またSNSや小冊子で「古代塗のある暮らし」として、料理

の盛り付け例や漆器の手入れ方法などを紹介し、ミュージアムショップでの古代塗製品販売も積極的に行った。

主な展示資料

- · 彩漆蒔絵花鳥図盆
- ・よさこい文銘々皿 (個人蔵)
- ·第五回全国山林復興大会記念盆(個人蔵)
- ・桜花文ピルスナー (個人蔵)
- ・俳諧三十六歌仙
- ・篆字帳



チラシ



展示風景

土佐古代塗

読本

◆印刷・刊行物◆

企画展パンフレット『土佐古代塗読本』

仕様: A 4版、16頁 売価: 220円 (税込)

◆関連企画◆

①学芸員によるスライドレクチャー

日 時:令和5年3月27日

午前10時30分~11時

場 所:高知城歷史博物館3階

映像コーナー

参 加 費:無料(要観覧券)

参加人数:15名 内 容:

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学 芸員が解説した。 (3) ハンズオン・体験コーナー

①常設ハンズオン・体験コーナー

令和元年度末より新型コロナウイルス感染拡大で休止していた、3階高知城展望ロビーのレプリカに触れたり伝統文化を体験できたりする常設コーナーを基本的な感染対策を実施しながら令和4年6月24日(金)から一部再開した。



「古今和歌集巻第二十(高野切本)」の水書版書写体験



「藩主の一生」すごろく



山内一豊・見性院肖像パズル



貝合わせ体験(令和5年1月1日(日)~3月6日(月)) 参加人数:いずれも自由参加

②夏休み子ども向け企画

「博物館クイズラリー」

「やまぴょん音声ガイド」

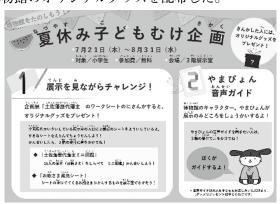
開催期間:令和4年7月21日(木)~8月31日(水)

参加人数:514名

内 容:

夏休みにあわせ、子どもたちが自主的に展示を楽しみ、理解を深める機会となるよう、小学生向けのクイズラリーと音声ガイドを用意した。クイズラリーは、観覧者の過密を防ぐため、館内の各所に問題を配置し、解答の一文字を並びかえて合い言葉を完成させる形式をとった。

音声ガイドは、当館のオリジナルキャラクターのやまぴょんが展示の見どころを分かりやすく紹介するもので、こちらは大人も利用可能とした。参加者には、博物館のオリジナルグッズを配布した。



案内掲示

(4) 展示解説

団体来館者や関係機関の職員等の要望に対して、博物館の理解向上と満足度向上のためのサービスとして展示解説を行った。

令和4年度は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、原則15名を超える団体の場合は15名以下のグループに分けたうえで実施した。

月	件数	人数	月	件数	人数
4月	5件	81名	10月	5件	92名
5月	4件	49名	11月	7件	143名
6月	3件	35名	12月	3件	30名
7月	1件	4名	1月	3件	38名
8月	1件	3名	2月	4件	62名
9月	2件	26名	3月	2件	51名

合計件数 40件 合計人数 614名

(5) 連携企画展

宿毛市立宿毛歴史館の協力要請を受け、過去に当館で 開催した企画展のパッケージ貸し出しを実施した。また、 会期中、当館の展示担当職員が講師として講座等の行事 に協力した。

【展示会名 宿毛市立宿毛歴史館 高知県立高知城歴史 博物館連携企画展 おいしい土佐藩】

展示期間: 令和4年10月7日(金)~11月3日(木・祝)

会 場:宿毛市立宿毛歴史館

入館者数:568名



チラシ



展示風景

◆関連行事◆

①歴史講座「おいしい土佐藩 江戸時代、日本と土佐の 食文化」

日 時:令和4年10月22日(土)

午後1時30分~3時

会 場:宿毛文教センター第1会議室

参加費:無料参加人数:22名

講師:藤田雅子(当館職員) ②展示解説「おいしい土佐藩」

日 時:令和4年10月22日(土)

午後3時10分~3時40分

会 場:宿毛市立宿毛歴史館第2展示室

参 加 費:無料 (要観覧券)

参加人数:17名

講 師:藤田雅子(当館職員)



展示解説風景

5 教育普及

(1) 生涯学習

博物館は大人から子どもまでの幅広い年代や様々な国籍の人々が訪れ、興味関心のある分野やその度合いも多様である。博物館を訪れるあらゆる人々に博物館が開かれ、そして生涯を通じて博物館を利用してもらえるよう、様々な利用者層に対し日本や高知の歴史、文化に触れることができる講座、催しを多種多彩に開催した。

①城博講座(一般向け講座)

日本や土佐の歴史や美術、文化財をテーマにした各種 講座を開催した。令和4年度は、新型コロナウイルスの 感染拡大防止のため、定員を通常より減らして開催した。 また、申し込み多数により、当日参加できなかった方に は、後日講座の配付資料を郵送した。

◆古文書講座

年間テーマ「古文書に慣れ、親しむ② |

古文書講座は、2ヵ年で基礎的読解力を習得することを目的としている。令和4年度は前年度からに引き続き初歩的な古文書をテキストにくずし字解読の基礎について紹介した。

開講 日:奇数月第2土曜日

午前10時~11時30分

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール

定 員:40名

講師:藤田雅子、髙木翔太、水松啓太(当館職員)

	開講日	題目	参加人数
1回	5月14日	「御家流」のくずし字と候文	39
2回	7月9日	漢字と仮名文字	32
3回	9月10日	江戸幕府文書を読む (安政の大獄関係)	33
4回	11月12日	近代文書を読む(海南学校)	36



講座風景

◆歴史講座

年間テーマ「歴代藩主からみる土佐の歴史」

江戸時代の約260年間、土佐藩をおさめてきた歴代の 藩主たちの事績を軸に、土佐藩の歴史を紹介した。 開講 日:偶数月第2土曜日

午前10時~11時30分

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール

定 員:40名

講師:横山和弘、髙木翔太、水松啓太(当館職員)

	開講日	題目	参加人数
1回	6月11日	藩政の成立から確立 (初代一豊~4代豊昌)	39
2回	10月8日	藩政の安定期から動揺の始 まり(5代豊房~8代豊敷)	39
3回	12月10日	藩政の動揺と改革 (9代豊雍~12 代豊資)	39
4回	2月11日	富国強兵から藩政の終幕へ (13 代豊凞~16 代豊範)	40

◆美術工芸講座

年間テーマ「土佐の史料にみる美術工芸品のすがた」

土佐の歴史史料に登場する美術工芸品を取り上げ、美 術工芸品が土佐の歴史の中でどのように存在していたの か、鑑賞基礎知識等をまじえながら紹介した。

開講 日:6月・7月の第4土曜日

午前10時~11時30分

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール

定 員:40名

講師: 尾本師子(当館職員)

	開講日	題目	参加人数
1回	6月25日	焼物	28
2回	7月23日	書と画	23

◆保存修復講座

年間テーマ「博物館展示を支える保存の仕事」

博物館で資料を安全に展示し、よいコンディションで 鑑賞してもらうために必要な保存の基礎知識や技術を取 り上げ、保存と活用の両立を目指す博物館の姿を紹介した。

開講 日:9月・1月の第4土曜日

午前10時~11時30分

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール

定 員:40名

講師:田井東浩平(当館職員)

	開講日	題目	参加人数
1回	9月24日	資料保存と展示活動に潜 むリスク	18
2回	1月28日	展示を支える保存の仕事 - 梱包から環境管理まで -	17

2子ども向け(親子向け) 講座

小中学生を対象とした当講座では、子どもたちへ歴史 や文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作ることを目的として実施 している。

◆みる・きく・さわる

「博物館バックヤードツアー~博物館の裏側を探検してみよう!~」

日 時:令和4年5月5日(木・祝)

午前10時~11時30分

場 所:館内各所 参加費:無料

参加人数:11名(定員10名)

講 師:横山和弘、中屋真理(当館職員)

内 容:

普段非公開の博物館の裏側を見学したり、体験用の 掛軸を用いて取り扱いの体験をしたりしながら、博物 館の役割や仕事内容について理解を深めた。



行事風景

◆企画展「土佐藩歴代藩主」

関連行事「わくわく探検!高知城」

日 時:令和4年7月31日(日) 午前9時~11時30分

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール、高知城

参加費:無料

参加人数:10名(定員10名) 講師:中屋真理(当館職員)

協 力:高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課

内 容:

藩主の居城であった高知城について紹介する催し。 地図を見ながら各所を巡り、高知城の歴史や構造についてのクイズに挑戦してもらった。職員からのヒントを手がかりに、対象を丁寧に観察したり、想像を働かせたりしながら楽しく高知城について理解を深めた。また、高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課の協力の下、普段は非公開の追手門内部を訪れ、建物の構造等についても学習した。



行事風景

◆夏休み工作教室

「オリジナルの絵巻物をつくってみよう!」

日 時:令和4年7月24日(日) 午前9時30分~正午

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール

参 加 費:1,000 円(材料費) 参加人数:12名(定員10名) 講 師:中屋真理(当館職員)

内 容:

絵巻物の歴史やつくりについて理解を深めたり、絵 巻物の扱いを体験したりした後、オリジナルの絵巻物 づくりを行った。



行事風景

◆夏休み自由研究応援企画

「寺小屋 じょうはく」

日 時:①令和4年7月30日(土)

②令和4年8月7日(日)

午前9時~正午午後1時~4時

場 所:高知城歴史博物館3階 体験コーナー

参加費:無料

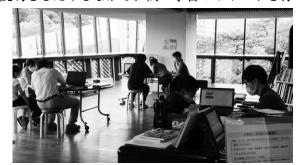
参加人数:①6名、②9名

講 師:横山和弘、中屋真理、髙木翔太、水松啓太

(当館職員)

内 容:

高知城や城下町の歴史、地元ゆかりの歴史上の人物等、歴史をテーマにした子どもたちの自由研究に対して、学芸員が展示室を案内したり、参考資料を用いて説明をしたりしながら、調べ学習のサポートを行った。



行事風景

◆みる・きく・さわる

「城下町に歴史たんけんにでかけよう!-郭中編-」

日 時: 令和4年11月3日(木・祝)

午前10時~11時45分

場 所:高知城近隣エリア

(江戸時代の城下町、郭中エリア)

参加費:無料

参加人数:5名(定員10名、小学3年生~6年生)

講師:横山和弘、中屋真理(当館職員)

内 容:

秋に開催している「みる・きく・さわる」シリーズでは、江戸時代の城下町を探検する催しを行った。高知城の近隣エリアを歩きながら、土佐藩の政治の中心地であった郭中の歴史について、クイズを交えながら理解を深めた。



行事風景

3 外国人のための講座

外国人を対象とした日本文化体験の講座。体験を通して、日本の歴史や文化の理解に役立ててもらうことを目的に年1回開催している。

◆ Japanese Cultural Experience — Kochi Castle (高知城) —

日 時:令和5年3月26日(日)

午後1時~3時

場 所:高知城 参加費:無料

参加人数:8名(定員10名)

講 師:横山和弘、中屋真理(当館職員)

通 訳:トーマス・キャノン氏(高知県文化生活ス

ポーツ部文化国際課 国際交流員)

協 力:高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課

内 容:

高知城を巡りながら、高知城の歴史や建造物、防御のしかけ等についての説明を行った。また、高知県文化生活スポーツ部歴史文化財課の協力の下、普段非公開の追手門内部の見学も行った。



行事風景

4歴史文化催事 季節の催し

季節折々に食や伝統音楽等を通して、日本や土佐の歴史、伝統文化に親しんでもらうための催しを行っている。

◆梅漬けの会

毎年6月に開催している梅漬けの会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。その代わりに、 当館のホームページ等でレシピの公開を行った。

◆お月見の会〜城博で楽しむ雅楽の調べ〜

時:令和4年10月10日(日)

午後6時~8時

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール、

3階 展示室

参加費:500円

参加人数:34名(定員30名) 演 奏:薫的神社雅楽同好会

内 容:

十三夜(旧暦の九月十三日)に合わせて、観月の会 を開催した。令和4年度は、新型コロナウイルスの感 染拡大防止のため、食事会や呈茶は行わない代わりに、 雅楽の演奏会を例年より拡充して開催した。

演奏会後は、月のモチーフがデザインされた美術工 芸品の展示を見学した。



会の様子

◆お正月の会~城博で楽しむ 新春を寿ぐ邦楽の調べ~

日 時:令和5年1月9日(月・祝)

午前10時~11時30分

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール、

3階 展示室

参加費:500円

参加人数:29名(定員30名)

演 奏:松村紫乃氏&グループ琴のみなさん

松村エリナ氏

内 容:

伝統音楽等を通して、新春を寿ぐ恒例のお正月の会 を開催した。令和4年度は、新型コロナウイルスの感 染拡大防止のため、食事会や呈茶は行わず、その代わ りに筝の演奏会を例年より拡充して開催した。

演奏会終了後は、干支や縁起のよい資料が並ぶ展示 の見学を楽しんだ。



会の様子

5児童クラブ・幼稚園等への学習協力

◆夏休み出前講座

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

6 教育普及事業 道具備品類等の整備

3階展示フロアにある体験コーナー、子ども向けの講座・催事、学校向けの体験学習等で使用する体験用道具の整備を行った。

7 生涯学習事業 周知・広報

◆子ども向け ホームページ

主に小学生・中学生を対象に、当館について主体的に 調べ、来館への動機づけを目的に、子どもにも分かりや すい構成のページを設けている。

(2) 学校教育との連携

学校教育と博物館の連携・協力を進めることを目的に、博物館の所蔵資料や職員の専門性等をいかして様々な活動を行っている。小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に対しては、利用目的に合わせた学習プログラムを用意し見学の受け入れや出前授業の対応を行っている他、教員向けの学習会・研修会への講師派遣、教材作成への協力等を通して、学校教育の充実に寄与している。また大学等の高等教育に対しても、博物館実習の受け入れ等を行い、教育や学術研究への協力を行っている。

①教育委員会・学校関係者との連携 〈研修会・学習会への協力〉

県内の教育委員会や教員の研究学習、団体が実施する 研修会や学習会に、博物館の所蔵資料や調査研究の成果、 職員の専門性をいかし、講義を行う等の協力を行っている。

①教科研究センター講座 特別講座 I (郷土資料の活用 I)

「土佐藩の参勤交代」

日 時: 令和4年10月15日(土)

午後1時30分~4時

場 所:高知城歴史博物館1階 ホール

共 催:高知県教育センター

参加人数:15名

講 師:横山和弘(当館職員)

内 容:

学校の歴史学習で取り上げられる参勤交代をテーマに、授業づくりの参考となる各種資料も紹介しながら、 土佐藩の事例から幕府による大名統制のあり方について紹介した。

②教科研究センター講座 特別講座IV (郷土資料の活用 II)

「山内容堂と幕末維新史」

日 時:令和4年11月26日(土)

午後1時30分~4時

場 所:高知城歴史博物館1階 実習室

共 催:高知県教育センター

参加人数:9名

講 師:藤田雅子(当館職員)

内 容:

幕末史の重要人物として高校の日本史の教科書にも登場する土佐藩15代藩主山内容堂を取り上げた。山内容堂の生涯と彼の関与した中央政治について、「安政の大獄」「公武合体」「大政奉還」「王政復古」のポイントについて紹介した。

〈学習内容および教材作成の連携・協力〉

学校教育のさまざまな学習機会に博物館を活用しても らうことを目的に、学校関係者と当館の所蔵資料や職員 の専門性をいかした学習内容、教材についての協議を 行った。

②小中高等学校への学習協力 〈見学の受け入れ〉

学校の見学にあたっては、展示をじっくり見学したり、「触る」「身につける」「作る」等の体験を交えたりと様々な方法で歴史や伝統文化、文化財等について理解を深められるように多彩な学習プログラムを用意している。



研修会の様子

○見学の受け入れ状況

	件数	人数
小学校	59	2,268
中学校	26	1,249
義務教育学校	2	39
高等学校	28	419
特別支援学校	3	27
合計	118	4,002

※人数には引率者を含む

○対応件数 (学習プログラムを活用した件数)

	件数	人数
小学校	51	2,025
中学校	8	210
義務教育学校	2	39
高等学校	12	364
特別支援学校	3	27
合計	76	2,665

- ※人数には引率者を含む
- ※博物館には来館せず、校外学習(高知城や城下町のフィールドワーク)のみの学校も含む



学校団体の案内の様子

〈出前授業・遠隔授業〉

学校が遠隔地にあり当館への来館が難しい場合等は、 博物館の職員が学校へ出向く出前授業や、インターネットを介してリモートで授業を行うオンライン授業(遠隔 授業)を行っている。

【出前授業】「職業人に聴く」

学校名:高知市立城北中学校3年生

日 時:令和4年7月12日(火)

午前8時55分~9時45分

人 数:25人

講 師:中屋真理(当館職員)

内 容:

学校がキャリア教育の一環で実施した、さまざまな分野の職業の人から話を聴く授業に、講師として協力した。 博物館の役割や学芸員の仕事内容、仕事の魅力等について話をした。



出前授業の様子

〈教材の貸し出し〉

学校教育の様々な場面で活用してもらえるように、当館では教材用DVDや所蔵資料の複製品等の貸し出しを行っている。

	件数
小学校	11
中学校	1
義務教育学校	0
高等学校	0
特別支援学校	0
合計	12

〈教材シートの提供〉

博物館の周辺にある高知城や城下町のフィールドワークに役立ててもらうことを目的に、教材シートの提供を行っている。

	件数
小学校	34
中学校	7
義務教育学校	1
高等学校	4
特別支援学校	0
合計	46

〈職場体験学習の受け入れ〉

中学校・高等学校がキャリア教育の一環として実施している職場体験学習の受け入れをしている。資料の整理や展示の準備、講座・行事の企画、受付での窓口業務など、博物館の管理・運営に係る様々な分野の体験を行っている。令和4年度は、2校3名(中学校1校2名、高等学校1校1名)を受け入れ、職場体験学習を実施した。

●高知市立大津中学校

日時: 令和4年9月28日(水)~9月30日(金)

受け入れ人数:2名

●高知県立伊野商業高等学校

日時:令和5年1月31日(火)~2月2日(木)

受け入れ人数:1名



職場体験学習の様子

〈スクール・ミュージアムバス事業〉

多くの学校が博物館を訪れ、児童・生徒たちに高知の歴史や文化にふれてもらえるように、学校が博物館に来館する際のバス代等の諸経費を当館が一部補助する事業を実施している。令和4年度は、申込みのあった以下の学校を対象に実施した。

- · 土佐市立戸波小学校
- · 南国市立大湊小学校
- · 南国市立後免野田小学校
- · 南国市立長岡小学校
- · 仁淀川町立長者小学校
- · 日高村立日下小学校
- · 高知県立高岡高等学校

③大学との連携・協力

〈博物館実習の受け入れ〉

大学・大学院での学芸員資格取得課程の必須科目である博物館実習の受け入れを行っている。資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及、地域連携・地域支援ならびに博物館の管理運営等、博物館の事業全般にわたる 実習を実施した。

日 時:令和4年8月23日(火)~8月31日(水)

計8日間(8月28日(日)は休み)

実習生:1名(東京都立大学大学院)



博物館実習の様子

〈インターンシップ受入れの協力〉

高知県庁が受け入れを行っているインターンシップに協力する形で実施している。令和4年度は、県庁(歴史文化財課)からの依頼を受け、2名の学生を受け入れ、博物館業務の概要説明ならびに資料の取り扱い実習等を行った。

日時: 令和4年8月23日(火)

午後1時30分~午後4時30分

受け入れ学生: 2名 (大阪大学・国学院大学)

〈大学講義への協力〉

大学の教育及び学術研究への協力として、職員の専門 性や博物館施設を活用した取り組みを行っている。

①高知大学人文社会科学部

講義名:「日本近世近代史料講読Ⅱ|

講 師:渡部淳(当館職員)

講義名:「多文化交流コーディネーター養成プログ

ラム」

②高知大学人文社会科学部

講 師:渡部淳(当館職員)

③高知大学医学部

講義名:「土佐の医学〜近代への道〜」

講 師:渡部淳(当館職員)

④高知県立大学

講義名:「日本文化論」 講師:渡部淳(当館職員)

⑤高知県立大学

講義名:「地域文化概論」 講 師:筒井聡史(当館職員)

④学校教育事業 普及・広報 〈学校の教員向け 博物館利用案内冊子〉

学校教育で博物館を有効的に活用してもらうことを目的に、学校の見学や出前授業等における博物館の活用方法をまとめた冊子を高知県内の各学校に配布した。



〈学校関係者向け ホームページ〉

学校教育における博物館活用の促進を目的に、学校関係 者向けのホームページを作成し、適宜更新を行った。

6 地域連携

現在、高知県の各地域においては、過疎高齢化といった社会的問題や地震・津波などの自然災害により、地域の歴史資料や様々な歴史・文化資源が失われようとしている。当館では、先人たちが脈々と受け継いできた歴史と文化を後世へ継承するため、地域の住民や行政、文化施設等と連携・協力し、様々な活動に取り組んでいる。令和4年度は以下の事業を行った。

(1) 地域活動への協力

県内の諸団体が主催の歴史文化に関する学習会や行事 等への協力事業、また地域資料に関する相談対応などを 行っている。令和4年度は以下のとおり実施した。なお、 「地域学実習 I 」講師は、横山和弘、大保和巳、筒井聡 史(いずれも当館職員)が担当した。

月	主催	協力内容	人数
6~ 9月	高知県立大学 (高知市)	「地域学実習 I 」 講師(3回)	48名
8~ 9月	秋葉神社祭礼練り 保存会(仁淀川町)	祭礼関係資料の保存 に関する相談対応	-
11月	いの史談会(いの町)	地域の歴史冊子づく りに関する相談対応	_
2月	佐竹音次郎に学ぶ会 (四万十市)	資料を読む会への協 力 (1回)	15名



資料を読む会の風景

(2) 地域資料の調査

高知県の歴史や文化を後世へ継承することを目的に、 各地域の歴史資料の整理保存・調査および調査成果の公 開を行っている。令和4年度は以下のとおり実施した。

①佐竹音次郎関係資料

四万十市出身で保育事業に尽力した佐竹音次郎に関する資料群について、同市の「保育の父・佐竹音次郎に学ぶ会」から依頼を受け令和元年度より調査協力を行っている。令和4年度は、保育事業に関する帳簿類や写真類など、明治から昭和までの約50点の資料について、会員や住民参画のもと調査を行い、本事業の対象資料500点余りの調査が完了した。



調査風景

②土佐神社所蔵資料

土佐神社(高知市一宮地区、土佐国一ノ宮)所蔵資料の整理保存・調査について、同社より依頼を受け、継続して実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大により近年は中断していた。令和4年度は、調査再開に向けた進捗状況の確認及び調査計画の見直しを行った。

③定福寺収集資料

長岡郡大豊町の定福寺からの依頼で、同寺が収集した 地域資料の調査を実施した。同寺が所在する旧豊永郷エ リアに関する文書を中心とした500点余りの資料につい て、資料整理及び記録撮影を行った。



調査風景

④戦争関係聞き取り調査

旧満州引揚者を対象に、渡満の契機や満州での生活、引揚状況を中心とした聞き取り調査を行っている。調査には当館職員の他、崎山ひろみ氏(満州の歴史を語り継ぐ会)、吉尾寛氏(高知大学名誉教授)等が参加している。令和4年度は、聞き取り対象者がなく、調査は実施しなかった。

5個人所蔵資料

県内在住の個人の所蔵資料について、令和4年度は2件(仁淀川町、香美市)の調査依頼があった。それぞれ 資料の撮影を行い、目録作成等を行った。

(3) 地域研究

1 『地域記録集 土佐の村々』

過疎高齢化の進行等により失われる地域の歴史の記録 保存とその後世への継承、また地域の多様な歴史文化の 紹介を目的として、江戸時代の村単位で地域を調査研究 し「地域記録集」という冊子にまとめる活動を行ってい る。令和4年度は、冊子の第5号発刊に向けた、現地調 査や聞き取りを行った。

2出張講座

県内地域を会場に出張講座を実施している。この講座は、距離的な制約により当館の講座に参加できない方や地域を対象に、歴史資料等を紹介しながら地域の歴史を

概説する内容で、毎年2会場で開講している。令和4年 度は、以下のとおり開催した。

①馬路村

日 時:令和5年3月19日(日)

午後1時~3時

場 所:馬路村集会センターうまなび

共 催:馬路村教育委員会

題 目:「山内家資料にみる江戸時代の馬路村~土

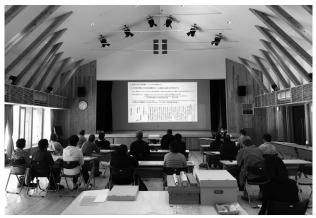
佐藩の「御材木」魚梁瀬杉を中心に~」

講師:横山和弘(当館職員)

参加人数:18名

内 容:

土佐藩の良木として知られた魚梁瀬杉について、古文書や地誌、藩役人の巡見記などを用いて、御留山の材木調査、田野の御蔵に置かれていた材木、阿波国からの出稼ぎ人の様子などについて紹介した。※歴史資料整理保存講習会(P14, 1-(3)-③参照)を同時開催した。



講座風景

②四万十市 (西土佐地区)

日 時:令和5年3月21日(火・祝)

午後1時~2時30分

場 所:西土佐ふれあいホール

共 催:四万十市教育委員会

題 目:「西土佐地区の歴史―山内家資料などにみ

る下山郷―|

講 師:片岡剛(当館職員)

参加人数:16名

内 容:

長宗我部地検帳や江戸時代の巡見(藩主や藩士による国情視察)、国境番所、孝子(親孝行な人物)表彰などの記録から当時の幡多郡下山郷(現四万十市西土佐地区全域)の様子を紹介した。

(4) 地域歴史文化の紹介

11土佐材ワークショップ

材木の歴史の紹介や地域振興を目的として、土佐材を 使った工作教室や体験コーナーを例年5月に実施してい たが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止 のため中止した。

2 土佐茶のふるまい

土佐の茶文化・産業の紹介を目的に、県内の茶生産事業者の協力を得て、観光客向けに土佐茶と関連商品の提供・販売を例年5月に実施していたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

3 地域散策会

地域の史跡や歴史的景観等について当館職員や地元の 方が案内する催事を実施している。令和4年度は、以下 のとおり開催した。

行事名:「地域散策会兼山ゆかりの春野を巡る」

日 時:令和4年10月29日(土)

午後1時~4時30分

場 所:高知市春野地区・いの町大内地区

案 内 人:横山有弐氏(春野郷土資料館専門員)、筒

井聡史(当館職員)

参 加 費:無料 参加人数:11名

内 容:

野中兼山の利水・治水事業をテーマに、高知市春野 地区に所在する堰や井筋(用水路)について、その歴 史や構造を解説しながら、河川の堰から取られた水が、 井筋を流れて一枚の田んぼに到達し、排水されるまで の一連の流れを見学した。



行事風景

4 お城下で見る土佐国

県内文化の保存・継承および高知市中心部の活性化に協力することを目的として、高知城や商店街等を会場に、民俗芸能を実演し紹介する「お城下で見る土佐国」を毎年1回開催している。令和4年度は、開館6周年記念企画(P40,8-(4)-⑥参照)の一環として、以下のとおり開催した。

行 事 名: 「お城下で見る土佐国―土佐の獅子舞」

日 時:令和5年3月5日(日) 午後1時30分~2時30分

所:高知城歴史博物館1階 北ステージ

協 力:大月町郷土芸能伝承保存会、大砂子獅子舞

保存会、若一王子獅子舞若連中

参 加 費:無料(見学自由)

参加人数:約200名

場

内 容:

大月町の竜ヶ迫唐獅子おどり、大豊町の大砂子獅子 舞、香南市の若一王子獅子舞(いずれも指定文化財) の演舞を行った。また、獅子舞が伝わる各地域の概要 及び各獅子舞の紹介パネルを会場に展示した。



行事風景

5地域歴史文化展

地域の歴史文化を調査研究し、その成果を紹介する企 画展の定期開催を計画している。令和4年度は次回開催 について検討を開始した。

(5) 高知市中心市街地との連携・協力

1日曜市料理教室

日曜市で出会える食材で作る郷土料理を、実習形式で 紹介する「日曜市料理教室」を開催している。令和4年 度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

2 土曜夜市への参加

当館のPRを目的に、高知市中心商店街が主催する夏のイベント「土曜夜市」に例年参加している。令和4年度は、以下のとおり実施した。

日 時:令和4年7月2日、7月9日、7月16日、 7月23日、7月30日の5日間(いずれも土 曜日の午後4時~8時)

場 所:高知市帯屋町一丁目商店街アーケード

参 加 費:300円(提灯づくりのみ)

参加人数:1,569人

内 容:

提灯づくりのワークショップと歴代藩主をテーマと したビー玉転がしゲームを実施した。また、当館の広 報印刷物を配布しPRを行った。



行事風景

③まちゼミへの参加

高知市中心市街地の地域振興を目的として、高知商工会議所等の主催で「まちゼミ」という催事が行われている。まちゼミは、中心部の参加店がそれぞれの特色を活かした講座を行う催しで、当館も例年参加している。令和4年度は、以下のとおり実施した。

講 座 名:第15回まちゼミ「土佐酒の開発―高知酵母

から宇宙深海酒まで |

日 時:令和4年11月27日(日)

午前10時~11時30分

場 所:高知城歴史博物館1階 実習室

講 師:上東治彦氏(高知県酒造組合技術顧問)

参 加 費:無料 参加人数:11名 内 容:

土佐酒の種類や特徴、これまでの開発の取り組み、 近年のブームの理由などについて紹介した。



講座風景

4 龍馬生誕祭への参加

高知市商店街振興組合連合会より、「第13回龍馬生誕祭」(高知市中心街再開発協議会主催)への出展依頼があり、子ども向けの体験コーナーなどを実施した。

日 時:令和4年11月15日(火)

午後5時~8時

場 所:高知市中央公園北入口付近

参加費:無料 参加人数:約50名

内 容:

刀や兜のレプリカに触れられる体験コーナーを実施 した。また、広報印刷物を配布し当館のPRを行った。

5高知城・城下町紹介パンフレット

高知城や城下町の歴史文化を紹介する子ども向けの印刷物「高知城探検パンフレット」、「城下町探検パンフレット」を、子ども対象の催しや学校見学の際に配布した。

(6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介

1小村データ

高知県内1000ヵ所以上に及ぶ江戸時代の村単位で、地域の歴史文化情報を検索・閲覧することができる「小村データ」を当館2階の閲覧室で公開している。

②高知県情報コーナー・城下町情報コーナー

当館1階の高知県情報コーナーにおいて、各市町村の 史跡や名物、文化施設や催事の情報等を映像や検索端末、 印刷物により来館者に対して提供した。

また同1階の城下町情報コーナーにおいて、高知の城 下町の歴史や見所、商店街や文化施設の情報等を映像や 検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

(7) 地域連携事業の普及・広報

1 ホームページ・印刷物

当館ホームページ内に設けている「地域連携」のページにおいて、地域連携事業の情報発信を行った。また地域連携事業の内容を紹介したパンフレット『地域の歴史と文化の?に高知城博が答えます!』を研修会や行事の際などに配布し周知を図った。

2講習会等

外部主催の講習会や研究会などにおいて、地域連携事業の趣旨や活動事例等を紹介した。なお、講師は筒井聡 史(当館職員)が担当した。

月	主催	内容	人数
6月28日	高知県立大学	「地域学概論」講師	136名

7 市町村文化施設連携

高知県には多彩な文化施設が存在し、規模の大小・運営の形態・取り扱う分野の違いなど千差万別で、各文化施設の課題も様々である。当館では、こうした各文化施設が有する歴史資料の調査研究の進展、成果の活用によって、各地域の文化活動の充実を図ることを目的とし、様々な活動に取り組んでいる。令和4年度は、以下の事業を行った。

(1) 市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力 11相談窓口

市町村文化施設の資料整理・保存、調査、展示・解説など、文化施設において行われる諸分野に関する相談に対応した。情報提供や現地での共同作業のほか、当館では対応できない相談内容については適宜その分野の専門家を紹介するなどした。令和4年度は、地域資料の受け入れ及び調査整理・撮影に関するものや文化施設で用いる保存容器や収蔵庫環境設備に関するもの等22件の相談が寄せられた。また、相談内容によっては、現地へ赴き資料調査や講座の開催等の活動協力を行った。

〈活動協力〉

月	主催	協力内容
7· 2月	高知県史編さん室	高知県史編さん事業に関わる「歴史 資料調査隊」への資料撮影研修会に 講師として協力した。(7月・2月 資料撮影研修会開催)
10~ 3月	四万十町 教育委員会	町内旧家に伝わる古文書・美術資料 等の保存・受け入れについて相談が あり、現地調査及び資料整理等に協 力した。
6· 10· 12月	四万十町教育委員会	四万十町からの依頼により、四万十 町域の江戸時代を中心とした歴史に ついて、関連史料を紹介しながら概 説した。 【出張講座】会場:四万十町役場 ・令和4年6月25日(土) 窪川地域の歴史-土居と村々- ・令和4年10月22日(土) 浦方の歴史-興津地区を中心に- ・令和4年12月24日(土) 山分の歴史-大正・十和地区を中 心に-〈大雪のため中止〉
9· 11月	四万十町立 図書館	収蔵されている歴史資料の保存管理 について相談があり、現地を視察し 意見交換を行った。
12月	安芸市立歴史民俗資料館	収蔵されている刀剣の保存に関する 相談があり、現地職員に対して刀剣 保守の研修を行った。
4~ 3月	創造広場 アクトランド	前年度に引き続き、未整理の収蔵資料について目録作成の相談があり、 資料整理と基礎調査の助言を行った。 (6月合同調査)



研修風景

②所蔵資料目録編成への協力

学芸員の不在や担当職員の不足など諸事情により、収 蔵資料目録が刊行されていない施設を対象として、歴史 資料目録の刊行に協力した。

①安芸市立歴史民俗資料館(安芸市)

対 象:有光家資料

期 間:令和4年より2ヶ年(令和5年度公開予定)

内 容:

初年度は、対象資料の概数把握及び整理作業と全点 の簡易撮影、基礎的な資料調査を合同で行った。また、 現地職員に対し目録編成作業に関する助言を行った。



調杏凮暑

(2) 市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供 ①高知に関する研究一覧刊行

明治以降に発表された高知県の歴史・考古・民俗に関する研究・文献情報を網羅的に収集する事業。明治初年~平成30年までの情報はデータベースで順次公開していく予定。令和元年度以降については、隔年毎に目録として刊行予定。令和4年度は、公開及び刊行に向けた情報収集、データ化作業を進めた。明治初年~平成30年までの研究・文献情報については、「高知に関する研究・文献目録データベース」に情報を追加更新(追加分:8,484件)すると共に、当館ホームページ内に「データベース公開」ページを作成し検索の利便性を図った。また、『高知に関する研究・文献目録(歴史・考古・民俗)一令和三・四年度一』(令和6年度刊行予定)の刊行準備を開始した。

2資料集作成

文化施設で広く利用される歴史資料を活字化し刊行するための事業。令和4年度は、引き続き編集方針の検討及び情報収集を行った。

(3) 資料情報の共有化と公開

文化施設活動の活性化を目的として、県内の資料情報を一元化し公開する事業。令和4年度は、引き続き県内資料情報の収集とデータ化作業を行った。また、情報公開用データベースの運用を開始し、情報共有化に向けた検討を行った。

(4) 地域の文化施設活動に関わる人材の育成

1地域学芸員養成講座

市町村文化施設における協力者を養成することを目的

とし、高知県内3箇所(嶺北・中部・西部)において全 10回の講座を実施し、文化施設の諸活動に必要な技術や 知識について実習を含め紹介した。令和4年度は、本山 町・高知市・四万十町で開催した。



講座風景

①嶺北会場

会 場:本山町プラチナセンター3階(本山町)

会期:毎月第2土曜(全10回)

登録者:11名

②中部会場

会 場:高知県立高知城歴史博物館1階(高知市)

会期:毎月第1土曜(全10回)

登録者:8名

③西部会場

会 場:四万十町役場東庁舎1階(四万十町)

会 期:毎月第4月曜(全10回)

登録者:8名

	豆琢石・0石		
	題目	内容	
1	オリエンテーション	博物館略史や関連法規、高知県内外の 博物館の現状と課題	
2	資料保存	資料を劣化から守るための知識と資料 梱包技術	
3	資料取扱	古文書のたたみ方や、紐の結び方など 料取扱の基礎	
4	資料調査	調査カードの採録と資料の撮影方法	
5	公開 (展示)	展示作業道具の紹介と展示実習、展示 準備に必要な郷土史の調べ方	
6	普及	博物館が行う生涯学習と学校教育の現 状と課題	
7	広報	博物館情報を発信するための広報戦略	
8	総括	全体のまとめと復習	
通年	古文書	資料調査に役立つ古文書解読の基礎と 応用	

(5) こうちミュージアムネットワークの事務局担当

県内の「文化」に関係する団体・個人約80機関が所属する県内最大の文化ネットワーク「こうちミュージアムネットワーク」の事務局を担当し、庶務・経理事務にあたった。

また、高知県地域観光課より依頼を受け、こうちミュージアムネットワーク主催「リョーマの休日」関連企画『学制150年』(令和4年7月~11月)の連絡調整事務を担当、さらに公益財団法人日本博物館協会とこうちミュージアムネットワークの共催で「第70回日本博物館協会全国博物館大会高知大会」(令和4年11月16日(水)~18日(金))を開催し事務局を担当した。



チラシ

8 広報

高知城歴史博物館の事業は、保存、調査研究、展示公開、教育普及、さらには地域振興・観光振興への寄与と多岐に渡り、当館はこれに基づいて様々な事業を展開している。広報は、これらの活動に関する情報を特に利用者拡大の視点から横断的かつ統一的に発信するとともに、博物館活動の周知とその社会的意義に対する認知向上、理解向上を促進するために広報活動に取り組んでいる。

令和4年度は以下のような活動を中心に事業を行った。

(1) 広報

自主媒体による広報としては、広報紙「城博ニュース」の定期発行、企画展や講座・催し物ごとに制作するポスター・チラシの配布、パンフレットおよび年間スケジュールリーフレットの発行、ホームページおよび SNS を活用した情報発信を行っている。メディア向けには、主に展示や講座・行事等の開催にあわせてプレスリリースを行い、随時取材対応、各種媒体への情報提供を行っている。

1広報紙「城博ニュース」の発行

企画展や講座・催し等の開催情報のほか、当館収蔵資料の魅力や様々な博物館活動を周知する目的で定期的に発行している。



令和4年5月13日発行号



令和4年11月28日発行号



令和4年8月2日発行号



令和5年2月2日発行号

2広報ツールの発行

博物館紹介パンフレット、年間スケジュールリーフレットを発行し、年間を通して活用している。また、広報イベントを開催する際にはチラシ等も制作し、広報を行っている。





博物館紹介パンフレット





年間スケジュールリーフレット



GWイベントチラシ



夏休みイベントチラシ



正月イベントチラシ



開館6周年 「城博の日」チラシ

③ホームページおよび SNS 等の運用 【ホームページ】

ホームページでは、利用案内や施設案内などの基本情報を掲載しているほか、各種お知らせ、展示や講座・催し物の開催情報等を随時更新している。またピックアップ(コラム)ページでは、収蔵資料の紹介や土佐藩の歴史文化に関連する記事を公開している。



ホームページのトップ画面(一部)

【SNS等】

Twitter、Facebook、Instagram のアカウントを運用し、各種お知らせや展示・催し物等の開催情報のほか、学芸員による展示の見どころやミニ知識、博物館の活動紹介などを随時発信している。

また、Youtubeでオリジナル動画やCM映像も公開している。



企画展「知られざる土佐 古代塗」の宣伝(Twitter)



企画展「土佐藩歴代藩主 展」の関連動画 (Youtube)

4メディア対応等

企画展や行事等の開催にあわせて各種メディアへのプレスリリース(告知・取材依頼)を行い、随時事業担当者と協力して取材対応や情報提供等を行った。

また、高知県内での周知を目的に、県発行の広報誌に加えて、県内各市町村が発行する自治体広報誌への情報掲載依頼も定期的に行った。

○放送・掲載実績(主な実績の件数)

事業	テレビ	ラジオ	新聞	広報誌	雑誌	WEB等	計
展示	23	16	40	90	7	21	197
教育普及	3	_	21	44	3	38	109
地域連携	6	_	10	_	_	_	10
館全体・ 広報事業等	_	1	11	7	6	7	38
合 計	32	17	82	82	16	66	354

5出張広報活動

県民へのPRを目的に外部イベント等に参加している。 令和4年度は、高知市中央商店街で開催された「土曜夜 市」(7月)、高知市中央公園で開催された「龍馬生誕祭 2022」(11月)にブース参加した。(P30,6-(5)-②, ④参照)

(2) 宣伝・広告

テレビCMや広告等を実施し、企画展等事業の認知向 上、誘客促進に取り組んだ。令和4年度は、主に以下の 宣伝・広告を実施した。

①企画展「没後150年 山内容堂」宣伝・広告

令和4年度の目玉企画展の一つとして、テレビCMや各種広告に加えて、県内の事業者やメディアとのタイアップによる連携広報も実施した。

【テレビ CM】



RKC高知放送、KUTVテレビ高知、さんさんテレビにて放送 (令和4年9月15日~11月30日)

【新聞広告】



高知新聞広告(令和4年9月17日)

【SNS 広告】



Instagram、Facebook、Yoububeの動画広告 (令和4年9月17日~10月16日)

【デジタルサイネージ広告】



高知市中心商店街の帯屋町ビジョンにて放映 (令和4年9月17日~10月16日)

【商店街バナー広告】



高知市中心商店街の帯屋町アーケードに広告掲出 (令和4年10月1日~11月31日)

【酒造会社とのタイアップによる宣伝】

酒造会社「酔鯨」とのタイアップにより、山内容堂オリジナルラベルの「酔鯨 特別純米酒 山内容堂公」を 企画・制作した。お酒は酔鯨取り扱い各店舗にて販売された。



山内容堂オリジナルラベルのお酒

【地域情報誌とのタイアップによる宣伝】

地域情報誌「季刊高知」とのタイアップにより、記念 小冊子「ようどう、ナニモノ?」を発行した。本展来館 者への先着プレゼントとしたほか、県内中学校および高 校にも配布した。

また、「季刊高知」本誌へのタイアップ広告も実施した。



記念小冊子 (令和4年9月発行)



タイアップ広告(「季刊高知86号」(令和4年9月24日発行号)掲載)

【エフエムラジオとのタイアップによる宣伝】

エフエム高知とのタイアップにより「高知歴史めがね」 と題して、毎回当館館長とパーソナリティが山内容堂に ついて語るトークコーナーを令和4年9月の木曜日に全 5回に渡って放送した。

【広報誌号外】





令和4年9月14日発行

②企画展「山内家のおひなさま」テレビ CM



RKC高知放送、KUTVテレビ高知、さんさんテレビにて放送 (令和4年2月15日~3月5日)

③その他 【ひろめ市場への広告掲出】



(令和4年8月1日~令和5年3月31日)

【高知龍馬空港での広告】



空港ロビーのデジタルサイネージ広告 (令和5年3月1日~3月31日)

(3) 誘客の取組

①旅行会社への PR

観光客等の誘客の取組として、随時旅行会社等へのPRや旅行商品の企画・造成の促進に取り組んでいる。

令和4年度は、高知県の会場で開催された高知県観光 説明会(7月)にて旅行会社との商談会にも参加した。

②スタンプラリーの実施

高知城来場者の誘客を目的に、高知城と当館を会場として令和4年8月1日から令和5年3月31日までデジタルスタンプラリーを実施した。



スタンプラリー掲示物

【高知城敷地内への PR 看板設置】

高知城来場者の誘客を目的に、高知城敷地内に設置 している当館 PR 看板を令和4年3月1日から内容をリ ニューアルして設置している。



高知城敷地内(追手門前、二ノ丸、 東入口)に設置した看板

(4) 広報イベントの開催

博物館のPRおよび誘客向上を目的に、大型連休等にあわせて日本や高知の歴史や文化をテーマとした様々な企画等を開催している。令和4年度は主に以下の企画を開催した。

11ゴールデンウイークイベント

大型連体にあわせて家族客や観光客等にも博物館を楽 しんでいただけるように下記の企画を開催した。

①博物館クイズラリー

開催日: 令和4年4月29日(金・祝)~5月8日(日)

場 所:高知城歴史博物館内

対 象: 小学生 参 加 費: 無料 参加人数: 234名

②さわってみよう!体験コーナー(兜の着用体験など)

日 時:令和4年5月3日(火・祝)~5日(木・祝)

午前10時~午後3時

場 所:高知城歴史博物館3階 展示ロビー

参加費:無料 参加人数:約400名



当日の様子

2夏休みイベント

夏休みにあわせて家族客や観光客等にも博物館を楽しんでいただけるように下記の企画を実施した。

さわってみよう!体験コーナー(兜の着用体験など)

日 時:令和4年8月6日(土)、13日(土)、

14日(日)、20日(土)、21日(日)

午前10時~午後3時

場 所:高知城歴史博物館3階 展示ロビー

参加費:無料 参加人数:約580名

③正月イベント

正月休みの家族客や帰省客等に博物館を楽しんでいただけるように下記の企画を実施した。

①カツオー本釣り体験コーナー

日 時:令和5年1月2日(月)、3日(火)

午前10時~正午、午後1時~3時

場 所:高知城歴史博物館 北ステージ

参 加 費:無料 参加人数:109名



当日の様子

②初春特設体験コーナー(兜の着用体験など)

日 時:令和5年1月1日(日)、2日(月)、3日(火) 午前10時~正午、午後1時~3時

場 所:高知城歴史博物館 北ステージ

参 加 費:無料 参加人数:199名

③絵馬コーナー

日 時:令和5年1月1日(日)、2日(月)

午前10時~正午、午後1時~3時

場 所:高知城歴史博物館1階 実習室

参加費:500円(材料費)

参加人数:13名



当日の様子

④書初めコーナー

日 時:令和5年1月1日(日)、2日(月)

午前10時~正午、午後1時~3時

場 所:高知城歴史博物館1階 実習室

参加費:無料参加人数:40名



当日の様子

4開館6周年イベント「城博の日」

例年、3月初旬の土、日曜日に、開館記念イベントを 開催している。令和4年度は、3月4日(土)、5日(日) を開催日とした。

記念企画として、3年ぶりにコロナ前と同等の通常規模にて下記の企画を開催した。

①学芸員による展示の楽しみ方ミニ講座

日 時:令和5年3月4日(土)午前10時、11時、

午後1時、2時(各回約30分)

5日(日) 午前11時30分、午後1時、2時 30分(各回約30分)

50分(日四水500分)

場 所:高知城歷史博物館3階 土佐史探索室

参 加 費:無料 参加人数:205名

講 師:藤田雅子、尾本師子、髙木翔太、水松啓太、

丸塚花奈子(当館職員)



当日の様子

②バックヤードツアー&保存修復技術の体験

日 時:令和5年3月4日(土)午前11時30分、午

後2時30分(各回約1時間30分)

場 所:高知城歴史博物館バックヤード、1階和室

参加費:無料参加人数:29名

講 師:田井東浩平(当館職員)



当日の様子

③記念講座「山内家資料に残る徳川家康関係文書をめぐって~江戸時代初期の政治地図を読む~」

日 時: 令和5年3月4日(土) 午後1時30分~3時

所:高知城歴史博物館1階 ホール

参 加 費:無料 参加人数:34名

場

講 師:渡部淳(当館職員)



当日の様子

4)武士のよそおい体験コーナー

日 時:令和5年3月4日(土)、5日(日)

午前10時~正午、午後1時~4時

場 所:高知城歴史博物館3階 展示ロビー

参加費:無料 参加人数:約850名



当日の様子

⑤歴史資料の保存&取扱い体験コーナー

日 時:令和5年3月4日(土)

午前10時~午後4時

場 所:高知城歴史博物館1階 実習室

参加費:無料 参加人数:約200名



当日の様子

⑥6周年記念ステージ

場 所:高知城歴史博物館 北ステージ

参加費:無料

参加人数:約700名 ※「お城下で見る土佐国」を除く

「オープニング太鼓演奏」

日 時:令和5年3月4日(土)

午前9時30分~10時

演 奏:吾北清流太鼓一番風



当日の様子

「居合いの実演披露」

日 時:令和5年3月4日(土) 午前10時30分~11時

実 演:土佐直伝英信流



当日の様子

[6周年特別太鼓演奏]

日 時:令和5年3月5日(日)

午前9時30分~10時

演 奏:日ノ Hayato



当日の様子

「抜刀術の実演披露」

日 時:令和5年3月5日(日)

午前10時~10時30分

実 演:日本抜刀道連盟高知支部 興武館



当日の様子

「一弦琴の演奏会」

日 時:令和5年3月5日(日) 午前11時~11時30分 演 奏:正曲一弦琴白鷺会



当日の様子

「土佐の獅子舞」(お城下で見る土佐国)

P29. 6-(4)-国を参照

「土佐藩主山内家墓所特別公開」

P42, 2-(1)を参照

【50万人達成企画】

令和5年1月12日に展示観覧者数の累計が50万人に達した。50万人目の観覧者に当館館長よりオリジナルグッズ等を記念品として進呈した。当日は多数のマスメディアが取材に訪れた。



当日の様子

【その他 (時節にあわせた特別企画等)】

来館者サービスや誘客向上を目的に時節にあわせた特別企画を開催している。令和4年度は下記の企画を行った。

「門松づくりの実演会」

日 時:令和4年12月25日(日)

午前10時~10時30分

場 所:高知城歴史博物館 北ステージ

参加費:無料参加人数:30名

講 師:西本達弘氏



当日の様子

9 文化施設連携

(1) こうちミュージアムネットワーク

こうちミュージアムネットワークに参加し、事務局、及び幹事館として「地域資料調査部会」を担当した。また全国博物館大会高知大会(11月16~18日開催)では、プロジェクト委員会の一員として進行会場計画部会を担当し、準備及び当日の会場運営と進行を行った。

(2) 土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定

平成25年、安芸市立歴史民俗資料館、佐川町立青山文庫、宿毛市立宿毛歴史館の3館と「土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定」を締結した。この協定は、土佐藩における藩主、土居付家老を主要なテーマの一つとして活動している4館が、資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及などの博物館活動を連携して実施するために結ばれたもので、当館が事務局を担当している。

(3) 高知お城下文化施設の会

平成28年、高知市中心部に所在する文化施設の連携組織「高知市中心部文化施設の会(通称:お城下ネット)」が発足した。同会は、高知市中心部の博物館・図書館等の文化施設が相互に連携することにより、各施設が行う事業の充実と利用促進を図り、高知県・高知市の文化振興、観光振興および高知市中心部の活性化に文化面から寄与することを目的としており、事務局である当館の他、オーテピア高知図書館、高知県立文学館、高知城、高知

市立龍馬の生まれたまち記念館、高知みらい科学館、横山隆一記念まんが館が参加している。令和4年度は、主な活動として、①合同イベント「第6回お城下文化の日」の開催、②印刷物「令和5年度お城下文化手帳」の編集を以下のとおり実施した。

①「第6回お城下文化の日」

高知市中心部の活性化および文化振興、各施設への誘客促進を目的に「第6回お城下文化の日」を開催し、各施設を会場として「1日限定企画」、「合同ワークショップ」、「まちあるき企画」、「プレゼント企画」を以下のとおり実施した。

開催日:令和4年11月20日(日)

場 所:各施設

参加人数:催事全体約1,609名(当館関係604名)

内 容:

当館では「1日限定企画」として、北ステージにて、 刀や兜のレプリカに触れられる体験コーナー、くずし 字の解読に挑戦できる古文書クイズを実施した。合同 ワークショップでは、お城下の木を使った工作教室を 行った。また、まちあるき企画では、江戸時代の古地 図を見ながら高知城周辺を散策した。その他、来館者 にオリジナルグッズ等の記念品を贈呈する企画も各施 設において実施した。



合同ワークショップ風景

②「令和5年度お城下文化手帳」

高知市中心部における文化振興、来街者の増加・回遊 促進、各施設への入館者増などを目的に、県民及び観光 客を対象とした中心部の文化情報を紹介する印刷物「お 城下文化手帳」を発行している。令和4年度は、参加施 設情報や中心部マップ、まちあるきコース等の情報を掲 載した令和5年度版を編集・発行した。

第3章 土佐山内記念財団について

1 管理と運営

(1) 理事会・評議員会

理事会並びに評議員会では重要事項等を審議している。

●理事 8名 (令和5年3月31日現在)

井奥 和男	高知県社会福祉協議会長
山内 豊功	山内家代表
五藤栄一郎	富士書房代表取締役社長
西山 彰一	宇治電化学工業代表取締役会長
佐竹 慶生	高知放送代表取締役会長
松下 整	高知市教育長
岡村 昭一	高知県文化生活スポーツ部長
渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館長

●監事 2名 (令和5年3月31日現在)

て

廣光 良昭	税理士
吉田 佳史	四国銀行地域振興部長

〈理事会〉

・令和4年5月31日(火) 午前9時52分~11時10分 場所:高知県立高知城歴史博物館1階 ホール 第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算につい

第2号議案 令和4年度第1回評議員会の開催日時及 び審議事項について

報告 事項 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用 準備資金について

報告事項 理事長の職務執行状況について

・令和5年3月16日(木) 午前10時25分~11時30分場所:高知県立高知城歴史博物館1階 ホール第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算について

第2号議案 令和4年度第2回評議員会の開催日時及 び審議事項について

報告事項① 令和4年度補正予算について 報告事項② 理事長の職務執行状況について

●評議員 8名 (令和5年3月31日現在)

吉岡	郷継	元テレビ高知理事
広末	幸彦	高知市商店街振興組合連合会理事長
石川	充宏	高知大学名誉教授
釣井	龍秀	NPO法人豊永郷民俗資料保存会理事長
矢木	伸欣	宿毛市立宿毛歴史館長
下司貨	真由美	愛仁園園長代理
竹﨑	実	高知県教育次長
小笠原	瓦直樹	高知県文化生活スポーツ副部長

〈評議昌会〉

・令和4年6月29日(水) 午前9時55分~11時03分 場所:高知県立高知城歴史博物館1階 ホール 第1号議案 令和3年度事業報告及び収支決算につい て

第2号議案 辞任に伴う理事・評議員の選任について 報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用 準備資金について

・令和5年3月24日(金) 午前10時30分~11時20分 場所:高知県立高知城歴史博物館1階 ホール 第1号議案 令和5年度事業計画及び収支予算につい て

報告事項 令和4年度補正予算について

2 財団自主事業

(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業

公益財団法人土佐山内記念財団は、平成28年3月1日に国史跡に指定された土佐藩主山内家墓所の管理団体となっている。山内家墓所は経年劣化による墓標表面の剥落や石垣の崩落等が散見され、文化財保護の観点から早急に保全に努める必要性が生じている。

山内家墓所を確実に後世に継承するため、管理団体として次の事業を行った。

歴史活き活き! 史跡等総合活用 整備事業	・墓所西端部石垣の修理と、それに 先立つ落下物防止ネットの設置。 ・倒木の危険がある支障木の伐採。 ・令和5~8年度保存整備工事の実施設計作成。 ・整備事業広報パンフレット作成。 ・土佐藩主山内家墓所整備活用委員会を2回開催し、整備方法等について助言を受けた。
墓所の保存・活 用その他管理に 関する事業	・墓標劣化調査の実施(4基)。 ・温湿度環境調査と観測機器の鳥獣 害対策の実施。 ・草や竹笹類の除去。
墓所公開	・令和5年3月4日・5日の土曜・ 日曜に墓所特別公開を実施(29名 参加)。

(2) 山内基金

当財団では、平成28年度より、「学術研究・文化学術振興活動助成金」(通称:山内基金)という名称の公募型助成制度を開始した。この制度は、高知県の歴史や文化に関する学術研究あるいは高知県内の地域を対象に文化的活動・教育的活動等を行なう個人もしくは団体の方を対象に、助成金を交付し、高知県における学術・芸術・文化活動の振興に寄与しようとするものである。

令和4年度 助成採択者 [研究部門]

氏 名 海邉 博史 (堺市博物館学芸員)

内 容 『中世土佐をめぐる地域間交流の基礎的研究 - 高知県所在の一石五輪塔を手掛かりに - 』

(3) 地域の課題解決支援事業

当財団では、県内で歴史や文化に関する活動等を行っている団体や文化施設の職員、個人等の知識・技術の向上を図り、ひいては県域の文化振興につなげることを目的に「地域の課題解決支援事業」を実施している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

(4) 国分寺古文書調査事業

国分寺(南国市)からの委託事業として、平成26年度から同寺所蔵の古文書調査を進めている(同28年度~令和元年度中断、同2年度再開)。

令和4年度は、従前の作業をまとめた「土佐国分寺古 文書目録」(収載文書1,321点)を編集・印刷し、委託者 国分寺に納入した。

また、令和6年度の資料集発刊に向けて、昨年度から 開始した資料翻刻を継続した。

資料1

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理 に関する条例

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (平成27年7月17日条例第51号)

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (設置)

第1条 旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料を核として、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等(以下「資料等」という。)を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与するため、高知県立高知城歴史博物館(以下「博物館」という。)を高知市に設置する。

(指定管理者による管理等)

- 第2条 博物館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。
- 2 前項の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、博物館の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。
- 3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の 選定に当たっては、知事は、第20条各号に掲げる書類 の提出を求め、第21条第1項各号に掲げる選定の基準 に照らして判断するものとする。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、12月27日から翌年の1月1日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

- 第4条 博物館の開館時間は、月曜日から土曜日までは 午前9時から午後6時まで、日曜日は午前8時から午 後6時までとする。ただし、博物館のホール、実習室 及び和室にあっては、午前9時から午後10時までとす る。
- 2 知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者 が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の 承認を得たときは、前項に規定する開館時間を変更す ることができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ 知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要がある と認めたときは、事前に知事に届け出ることにより第 1項に規定する開館時間を延長することができる。

(施設の利用の許可等)

- 第5条 博物館のホールその他の施設(その附属設備を含む。以下「利用施設」という。)を利用しようとする者は、指定管理者(博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条並びに次条から第8条まで及び第10条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。
- (1) 利用の目的が博物館の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県 条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。 第10条第1項第4号において同じ。)の活動に利用さ れると認めるとき。
- (4) 博物館の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不適当であると認めるとき。
- 3 博物館の特別展示室その他の展示区画については、 指定管理者が特に必要があると認める場合に限り利用 を許可するものとする。
- 4 指定管理者は、第1項の許可に博物館の管理上必要 な範囲内で条件を付することができる。

(写真等の撮影等の許可等)

- 第6条 博物館において業として写真若しくは映画を撮影しようとする者又は博物館(屋外に限る。)において博物館の設置の目的に関連する催物を行おうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な 範囲内で条件を付することができる。

(資料等の撮影等の許可等)

- 第7条 学術研究その他の目的のため博物館の資料等の 撮影、複写、模写、模造等をしようとする者は、指定 管理者の許可を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、博物館の資料等は、指定管理 者が特に必要があると認める場合を除き、博物館以外 の場所で利用することができない。
- 3 指定管理者は、第1項の許可に博物館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用する者の責務)

第8条 博物館を利用する者は、博物館の秩序を尊重し、 この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定 管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項 の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当 該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはな らない。

(許可の取消し等)

- 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、利用等を停止させ、又は第5条第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。
- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則 の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指 示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が第5条第4項、第6条第2項又は第7条 第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、博物館の管理上特に 必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指 定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5 号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく 処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都 合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第11条 博物館が展示する資料等を観覧する者(以下「観覧者」という。)又は利用者(営利以外の目的で第7条第1項の許可を受けた者を除く。次条及び第16条第1項において同じ。)は、第13条の規定により定められた博物館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)(1件の許可に係る利用料金の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を指定管理者に納付しなければならない。ただし、観覧者が、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の県民その他規則で定める者である場合は、この限りでない。

(利用料金の収受)

第12条 指定管理者は、観覧者又は利用者が納付する 利用料金を当該指定管理者の収入として収受するもの とする。

(利用料金の承認)

第13条 利用料金の額は、別表第1に定める基準額、別

表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位 当たりの基準額にそれぞれ消費税法(昭和63年法律第 108号) 第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た 消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例(昭 和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地 方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該 別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及 び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞ れ加えて得た額(当該額に10円未満の端数があると き(計算単位当たりの基準額が100円未満である場合 にあっては、当該額に1円未満の端数があるとき)は、 当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込 み基準額」という。) に0.5を乗じて得た額から税込み 基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指 定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものと する。ただし、企画展に係る1人1回当たり(20人以 上の団体である場合を含む。)の利用料金の額につい ては、その都度指定管理者があらかじめ知事の承認を 得て定めるものとする。

- 2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指 定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。 (利用料金の減免)
- **第14条** 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て 定める要件に該当すると認めたときは、利用料金を減 額し、又は免除することができる。

(利用料金の環付)

第15条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料及び使用料)

- 第16条 博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第11条本文の規定にかかわらず、観覧者は観覧料を、利用者は使用料(1件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあっては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を県に納付しなければならない。
- 2 観覧料の額は、別表第1に定める基準額に消費税法 第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の 額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規 定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額 を当該基準額に加えて得た額(当該額に10円未満の端 数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この 項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて 得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範 囲内において規則で定めるものとする。ただし、企画 展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合 を含む。)の観覧料の額については、知事がその都度 定めるものとする。

- 3 使用料の額は、別表第2に定める基準額及び別表第 3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税 法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費 税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例第70条 の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消 費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第 3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて 得た額(当該額に10円未満の端数があるとき(計算単 位当たりの基準額が100円未満である場合にあっては、 当該額に1円未満の端数があるとき)は、当該端数を 切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」 という。) に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2 を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定める ものとし、別表第2の1の表備考4及び同表の2の表 備考3並びに別表第3の1の表備考4の規定の適用に ついては、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使 用料しとする。
- 4 観覧料及び使用料の減免及び還付については、前2 条の規定を準用する。この場合において、これらの規 定中「利用料金」とあるのは「観覧料及び使用料」と、 第14条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得 て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特 に必要があると」と、前条中「指定管理者が既に収入 として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指 定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に 該当すると」とあるのは「知事が特別の理由があると」 と読み替えるものとする。

(旅行業者等の取扱いによる観覧)

- 第17条 第11条本文及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、当該各号に掲げる者が、第13条の規定により定められた(第14条の規定に基づき減額したときを含む。)利用料金(団体の場合にあっては、その合計額)の9割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付し、又は前条第2項の規定により定められた(同条第4項において読み替えて準用する第14条の規定に基づき減額したときを含む。)観覧料(団体の場合にあっては、その合計額)の9割に相当する金額を観覧料として県に納付しなければならない。
- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第 1項に規定する旅行業者
- (2) 知事が別に定める者

(損害賠償義務)

第18条 博物館を利用する者又は指定管理者は、故意 又は過失により博物館の資料等、施設、設備等を損傷 し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を 知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する施設の利用の許可等、第6条に 規定する写真等の撮影等の許可等、第7条に規定する 資料等の撮影等の許可等、第10条に規定する許可の 取消し等その他の施設の利用、写真等の撮影等又は資 料等の撮影等の許可に関する業務
- (2) 第12条に規定する利用料金の収受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 博物館の設置の目的を達成するための事業の企画 及び運営に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

- 第20条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の 公募を行った場合において、同条第1項に規定する指 定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定め る申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定につい て知事に申請しなければならない。
- (1) 前条各号に掲げる業務(以下「業務」という。) に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

- **第21条** 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。
- (1) 前条第1号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。) による博物館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が博物館の効用を最大限に発揮 させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られ るものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力 及び人的能力を有しており、又は確保することができ るものであること。
- (4) 事業計画書による業務の実施により、博物館の設置の目的を達成することができるものであること。
- (5) 博物館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。
- 2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は 前項の規定により指定管理者の候補者を選定したとき は、議会の議決を経て指定管理者として指定するもの とする。
- 3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次

に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第24条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況並びに観覧者及び利用者の利用等 の状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による博物館の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第23条 知事は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

- 第24条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

- **第25条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。
- (1) 第21条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第21条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は 期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた とき。

(原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった博物館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。(秘密保持義務)

第27条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間

が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理 に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日(平成28年規則第77号で、平成29年3月4日とする。)から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条、第18条、第19条(第3号及び第5号に係る部分に限る。)及び第20条から第27条までの規定は平成28年4月1日から施行する。(準備行為)
- 2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該 指定に関し必要なその他の行為、第5条から第7条ま での規定による利用等の許可等並びに第13条の規定に よる利用料金の承認等は、この条例の施行の日前にお いても、第20条及び第21条並びに第3条ただし書、第 4条第2項及び第3項並びに第25条(第3号に係る部 分を除く。)、第5条から第7条まで及び第10条並びに 第13条、第14条及び第15条ただし書の規定の例により 行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

3 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第1(第13条、第16条関係)

	基準額			
区分	1人1回につき	1人年額		
	常設展	常設展 企画展		
18歳以上の者(高等学 校の生徒その他これに 準ずる者を除く。)	460 円	1,820 円		

備考 20人以上の団体である場合の常設展に係る1人1 回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この 表に規定する常設展に係る1人1回当たりの基準額に0.8 を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数を生じたとき は、当該端数を切り捨てる。)とする。

別表第2 (第13条、第16条関係)

1 ホール等に係る基準額

	基準額				
区分	基本利用料金			時間外利用料金	
	午前	午後	夜間	(1時間につき)	
ホール	5,790円	9,650円	9,650円	1,930円	
実習室	3,690円	6,150円	6,150円	1,230円	
和室	4,350円	7,250円	7,250円	1,450円	

備考

1 この表において、「午前」とは午前9時から正午ま での間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、 「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

- 2 この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
- 3 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間 が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時 間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端 数を1時間として計算する。
- 4 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。
- 2 特別展示室に係る基準額

	基準額	
区分	基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1 時間につき)
特別展示室	30,840 円	3,420 円

備考

- 1 この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定 する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時まで の間に利用施設を利用する場合の基準額を含むもの とする。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に 1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は 当該端数を1時間として計算する。
- 3 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら 利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間 のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含 むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2 日以上にわたって利用する場合においては、単に展 示品等を保管するだけのために利用するその間の午 後6時から翌日の午前9時まで(翌日が日曜日の場 合は、午前8時まで)の時間は、含まないものとする。
- 3 附属設備に係る基準額

規則で定める額

別表第3(第13条、第16条関係)

1 展示区画 (特別展示室を除く。) に係る計算単位当 たりの基準額

		計算単位当たりの基準額		
区分	計算単位	基本利用料金 (午前9時から 午後6時まで)	時間外利用料金(1時間につき)	
展示区画(特別 展示室を除く。)	許可面積 1 平方メートル	140 円	16 円	

備考

1 この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定 する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時まで の間に利用施設を利用する場合の計算単位当たりの 基準額を含むものとする。

- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に 1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は 当該端数を1時間として計算する。
- 3 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、 当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして 計算する。
- 4 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで(翌日が日曜日の場合は、午前8時まで)の時間は、含まないものとする。
- 2 業として行う写真の撮影等に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たり の基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき 860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1 時間につき 1,720 円
博物館の設置の目的に関 連する催物の開催	許可面積1平 方メートル	1日につき 20円
資料等の撮影、複写、模写、模写、模造等(営利を目的とするものに限る。)		4,910 円

備考

- 1 写真の撮影若しくは催物の開催の期間が1日未満 であるとき又は写真の撮影若しくは催物の開催の期 間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当 該端数を1日として計算する。
- 2 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、 当該時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、 当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして 計算する。

資料 2

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理 に関する条例施行規則※別記様式の掲載は省略する。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 施行規則をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成27年10月13日規則第70号) 改正 平成28年11月29日規則第78号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、高知県立高知城歴史博物館の設置 及び管理に関する条例(平成27年高知県条例第51号。 以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立高 知城歴史博物館(以下「博物館」という。)の管理に 関し必要な事項を定めるものとする。
- 一部改正〔平成28年条例78号〕

(利用の許可の申請)

- 第2条 条例第5条第1項の利用施設(同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博物館の管理を指定管理 者が行うことができない場合にあっては、利用の許可 を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様 式による利用許可申請書を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の1年前から1月前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者(博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項及び第4項ただし書、第11条ただし書、第20条ただし書、第21条ただし書並びに第22条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用許可書の交付等)

- 第3条 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用

を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け 出なければならない。

- 2 条例第5条第1項の利用の許可を受けた事項の変更 の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受け ようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が 定める利用等変更許可申請書を提出しなければならな い。
- 3 知事に対して提出する前項の利用等変更許可申請書 は、別記第3号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用等変更許可書の交付等)

- 第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 知事が交付する前項の利用等変更許可書は、別記第 4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の許可の申請等)

- 第6条 条例第6条の写真等の撮影等の許可(以下「写真等の撮影等の許可」という。)を受けようとする者は、 指定管理者に対して、指定管理者が定める写真等撮影 等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合 において、写真等の撮影等の許可をするときは指定管 理者が定める写真等撮影等許可書を当該申請をした者 に交付し、写真等の撮影等の許可をしないときはその 旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 知事に対して提出する第1項の写真等撮影等許可申 請書は別記第5号様式に、知事が交付する前項の写真 等撮影等許可書は別記第6号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の取りやめの届出等)

- 第7条 写真等の撮影等の許可を受けた者は、当該撮影等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
- 2 条例第6条の写真等の撮影等の許可を受けた事項の 変更の許可(次項において「写真等の撮影等の変更の 許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者 に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書 を提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合 において、写真等の撮影等の変更の許可をするときは 指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をし た者に交付し、写真等の撮影等の変更の許可をしない ときはその旨を当該申請をした者に通知するものとす
- 4 知事に対して提出する第2項の利用等変更許可申請 書は別記第3号様式に、知事が交付する前項の利用等

変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等の撮影等の許可の申請)

- 第8条 条例第7条第1項の博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等の許可(以下「資料等の撮影等の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める資料等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。
- 2 知事に対して提出する前項の資料等撮影等許可申請 書は、別記第7号様式によるものとする。

追加「平成28年条例78号〕

(資料等撮影等許可書の交付等)

- 第9条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合において、資料等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める資料等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、資料等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
- 2 知事が交付する前項の資料等撮影等許可書は、別記 第8号様式によるものとする。
- 3 資料等の撮影等の許可を受けた者は、当該資料等の 撮影、複写、模写、模造等を取りやめるときは、直ち にその旨を指定管理者に届け出なければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付の時期等)

- 第10条 博物館が展示する資料等を観覧する者(以下「観覧者」という。)又は利用の許可を受けた者は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による観覧料若しくは使用料を、観覧の際は指定管理者が定める観覧券と引換えに、又は第3条第1項の利用許可書若しくは第5条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、条例第17条各号に掲げる 者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用 料金として指定管理者に納付し、又は観覧料として県 に納付することができる。
- 3 知事が交付する第1項の観覧券の様式は、観覧者が個人である場合にあっては別記第9号様式又は別記第10号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第11号様式によるものとする。ただし、年額の場合にあっては別記第12号様式に、条例第17条各号に掲げる者が取り扱う場合にあっては別記第13号様式によるものとする。
- 4 観覧券の交付は、午後5時30分までとする。ただし、 指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限 りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

第11条 写真等の撮影等の許可を受けた者又は資料等

の撮影等の許可を受けた者(営利を目的とする資料等の撮影等に係るものに限る。)は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による使用料を第6条第2項の写真等撮影等許可書若しくは第7条第3項の利用等変更許可書又は第9条第1項の資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付を要しない観覧者)

- **第12条** 条例第11条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する 65歳以上の者
- (7) 第1号から第5号までに掲げる者(以下この号において「身体障害者等」という。)を直接介護し、又は介助するために必要な者(身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に博物館に入館する場合に限る。)

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金の承認の申請)

- 第13条 指定管理者は、条例第13条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第14号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により知事 の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、 知事に対して、別記第15号様式による利用料金変更承 認申請書を提出しなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(附属設備に係る基準額)

第14条 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の3の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

追加〔平成28年条例78号〕 (観覧料及び使用料の額)

第15条 条例第16条第2項及び第3項の規則で定める観 覧料及び使用料の額は、知事が別に定める。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の減免の申請等)

第16条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料を減額し、又は免

除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

- (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校 又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課 程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。
- 2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例 第14条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する 必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該 当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別 に定める。
- (1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、県若しくは教育委員会と共催し、又は県若しくは教育委員会の後援を受けて展覧会等を開催する場合で、知事が必要があると認めたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。
- 3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例 第14条の規定に基づき観覧料の減額又は免除を受けよ うとする者は、知事に対して、別記第16号様式による 観覧料減額(免除)承認申請書をあらかじめ提出しな ければならない。
- 4 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例 第14条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けよ うとする者は、知事に対して、別記第17号様式による 使用料減額(免除)承認申請書を第2条第2項の利用 許可申請書、第6条第1項の写真等撮影等許可申請書 若しくは第8条第1項の資料等撮影等許可申請書又は 第4条第2項若しくは第7条第2項の利用等変更許可 申請書とともに提出しなければならない。
- 5 知事は、前2項の規定による申請があった場合において、観覧料又は使用料の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による観覧料減額(免除)承認通知書又は別記第19号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の還付の請求等)

- 第17条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料又は使用料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する観覧料又は使用料の額は当該各号に定める額とする。
- (1) 災害その他の不可抗力により博物館が展示する資料等の観覧若しくは利用施設の利用ができなくなった場合又は県若しくは指定管理者の都合により利用の許可、写真等の撮影等の許可若しくは資料等の撮影等の許可を取り消した場合 既納又は過納となる観覧料又

は使用料の額に相当する額

- (2) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の 許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までに あった場合 既納又は過納となる使用料(附属設備の 使用料を除く。)の額の2分の1に相当する額及び既 納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額
- (3) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の 許可の申請が当該利用を開始する日の2月前に当たる 日の翌日から当該利用を開始する日の前日までの間に あった場合 既納又は過納となる附属設備の使用料の 額に相当する額
- (4) 使用料を納付した後当該利用等を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納 又は過納となる使用料の額に相当する額
- 2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例 第15条ただし書の規定に基づき観覧料の還付を受けよ うとする者は、観覧券を提示した上で、知事に対して、 別記第20号様式による観覧料還付請求書を提出しなけ ればならない。
- 3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例 第15条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けよ うとする者は、知事に対して、別記第21号様式による 使用料還付請求書を提出しなければならない。
- 4 知事は、前2項の規定による請求があった場合において、観覧料の還付を決定したときは観覧券と引換えに観覧料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知し、使用料の還付を決定したときは別記第22号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(入館の制限)

- 第18条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。
- (1) 博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者
- (2) 他の博物館を利用する者(以下「利用者」という。) に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、博物館の関係職員の指示に従わない者

追加〔平成28年条例78号〕

(管理上の立入り)

第19条 利用者は、博物館の関係職員が博物館の施設、設備等の管理その他職務上の必要があって当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

追加〔平成28年条例78号〕

(設備の制限)

第20条 利用者は、博物館の施設に特別の設備をし、又 は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理 者の許可を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(原状回復義務)

第21条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第10条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、博物館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(汚損等の届出)

第22条 利用者は、博物館の資料等、施設、設備等を 汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届 け出て、その指示を受けなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(寄贈又は寄託)

- 第23条 博物館に資料等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、知事に対して、別記第23号様式による資料等寄贈(寄託)申込書を提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申込みを承諾したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。
- 3 知事は、資料等の引渡しを受けたときは、別記第24 号様式による資料等受領書を第1項の規定による申込 みをした者に交付するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

- 第24条 条例第20条の規則で定める申請書は、別記第 25号様式によるものとする。
- 一部改正〔平成28年条例78号〕
- 2 条例第20条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人 以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写 し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前 事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益 計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると 認める書類
- 3 条例第21条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。
- 一部改正〔平成28年条例78号〕

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理 に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が 知事の承認を得て定める。 追加〔平成28年条例78号〕

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前に おいて行う指定管理者の指定の申請に必要な書類につ いては、第2条第1項及び第2項の規定の例による。

附 則(平成28年11月29日規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請等に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前に おいて行う利用等の許可等及び利用料金の承認等の申 請に必要な書類については、この規則による改正後の 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条 例施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第2 項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条 第2項及び第3項、第8条第1項並びに第9条第1項 並びに第13条の規定の例による。

別表 (第14条関係)

		基準額				
PR = 38 AL 6		基	金	時間外		
附属設備名	単位	午前	午後	夜間	利用料金 (1 時間 につき)	
天井プロ ジェクター	1式	1,320円	2,200円	2,200円	440円	
プロジェク ター	1式	390円	650円	650円	130円	
電動昇降ス クリーン	1張	270円	450円	450円	90円	
ダイナミッ クマイク	1本	60円	100円	100円	20円	
ワイヤレス マイク	1本	120円	200円	200円	40円	
演台	1台	210円	350円	350円	70円	
花台	1台	150円	250円	250円	50円	
P A セット (アンプ11 かん) スピーカイ 2台、ダイ ナミックイ イク1本、マ イク2本)	1式	960円	1,600円	1,600円	320円	

備考

- 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間 が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時 間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端

数を1時間として計算する。

3 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その 都度知事が定める。

4 消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を 要する費用は、この表の基準額には含まないものとす る。

追加〔平成28年条例78号〕

別記第1号様式(第2条関係)

高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可申請書 [別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第2号様式 (第3条関係)

高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第3号様式(第4条、第7条関係)

高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第4号様式(第5条、第7条関係)

高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第5号様式 (第6条関係)

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第6号様式 (第6条関係)

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第7号様式 (第8条関係)

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第8号様式 (第9条関係)

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第9号様式 (第10条関係)

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第10号様式(第10条関係)

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第11号様式 (第10条関係)

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第12号様式(第10条関係)

高知県立高知城歴史博物館年間観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第13号様式(第10条関係)

高知県立高知城歴史博物館観覧券

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第14号様式(第13条関係)

高知県立高知城歴史博物館利用料金承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第15号様式(第13条関係)

高知県立高知城歴史博物館利用料金変更承認申請書

[別紙参照]

追加「平成28年条例78号〕

第16号様式(第16条関係)

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額(免除)承認申請書

「別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第17号様式 (第16条関係)

高知県立高知城歴史博物館使用料減額(免除)承認申請書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第18号様式 (第16条関係)

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額(免除)承認通知書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第19号様式(第16条関係)

高知県立高知城歴史博物館使用料減額(免除)承認通知書

「別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第20号様式 (第17条関係)

高知県立高知城歴史博物館観覧料還付請求書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第21号様式(第17条関係)

高知県立高知城歴史博物館使用料還付請求書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第22号様式 (第17条関係)

高知県立高知城歴史博物館使用料還付決定通知書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第23号様式(第23条関係)

資料等寄贈 (寄託) 申込書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第24号様式(第23条関係)

資料等受領書 [別紙参照] 追加〔平成28年条例78号〕 第25号様式(第24条関係) 指定管理者指定申請書 [別紙参照] 一部改正〔平成28年条例78号〕

高知県立高知城歴史博物館 年報 第7号 令和4年度

発 行 日 令和5(2023)年12月20日

編集·発行 公益財団法人土佐山内記念財団

〒780-0842 高知市追手筋2丁目7番5号

T E L 088-871-1600 F A X 088-871-1619

https://www.kochi-johaku.jp/

印 刷 川北印刷株式会社